

令和 5 年
2023 年

台湾在留邦人安全の手引き

公益財団法人 日本台湾交流協会台北事務所

高雄事務所

(協力) 台湾日本人会安全対策委員会

台湾在留邦人安全の手引き

目 次

第1 はじめに

1. 台湾に関する「知識」と「意識」を持つ 3
2. 台湾生活における基本的な心構え 3

第2 防犯の手引き

1. 侵入窃盗 5
2. その他の窃盗 6
3. 強盗 8
4. 誘拐 9
5. 性犯罪 10
6. 詐欺・恐喝 11
7. サイバー犯罪 13
8. 台湾生活上の留意事項 15
9. 交通事故対策 19

第3 緊急事態への備えと対応

1. 心構え 22
2. 平素からの備え 22
3. 自然災害 30
4. 大規模事故 31
5. デモ・抗議活動 31
6. テロ 31
7. 感染症 31
8. 緊急事態発生時の対応 33

第4 おわりに

1. 日本台湾交流協会からのお願い 39
2. 日本台湾交流協会の連絡先 39
3. 台湾日本人会等の連絡先 39

第5 各種資料

1. 緊急連絡先 41
2. 外国人専用ホットライン 41
3. 各警察機関の外事警察の連絡先 41
4. 移民署の各市・県ステーションの連絡先 42
5. 中央気象局及び各市・県政府消防局の連絡先 43
6. ライフラインの連絡先 44

7. その他	4 4
8. 医療関係	4 4
9. 航空会社	5 0
10. 鉄道・バス	5 2
11. 自然災害発生時の一時避難場所	5 3
12. 防空避難場所	5 6
13. いざというときの中国語	5 6

第1 はじめに

1. 台湾に関する「知識」と「意識」を持つ

台湾の治安は世界的に見て概ね良好と言えますが、日本と比較すると人口10万人当たりの犯罪発生件数や交通事故発生件数は台湾の方が依然として高く、日本とは様々な点で事情が異なるため、日本の安全に慣れ親しんだ邦人が予想もしない事件・事故に巻き込まれています。事件・事故にひとたび巻き込まれると、日台間の言語、法令、制度等の違いから想像を絶するような不利を余儀なくされます。このため、日本人の皆様が台湾の言語、法令、風俗、習慣等に関する十分な「知識」と、台湾は海外であるという「意識」を日頃から持ち、必要な安全対策をしっかりと講じていただくことが何よりも大切です。

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「日本台湾交流協会」といいます。）では、台湾に3か月以上滞在する方（長期滞在者）を対象とし、この小冊子において防犯上の留意事項のほか、緊急事態への備え・対応に関するポイントを簡潔にまとめています。皆様の安全対策の参考にしていただき、台湾において安全かつ快適な生活を送ることができるよう心より願っております。

2. 台湾生活における基本的な心構え

（1）台湾及び渡航先について十分な知識を

台湾の治安状況や犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に熟知しておくことで、多くの事件、事故を防ぐことができます。外務省の「海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」では海外安全情報を掲載していますので、治安状況や安全対策等について日頃から情報を収集しておきましょう。

また、台湾から他国へ旅行・出張する際も、渡航先の治安状況、犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に調べ、事件・事故に巻き込まれないようにしましょう。渡航前には、外務省の海外安全ホームページを参照し、渡航先の治安状況や安全対策等について必ず情報を収集しておきましょう。また、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録しておくことにより、渡航先の最新の安全情報が受け取れますので、忘れず登録してください（「たびレジ」のサイト：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。



このほか、外務省では海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、「海外安全アプリ」で安全に関する情報をお届けいたしますので、併せてご参照ください。（海外安全アプリ



http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html）。

（2）自分や家族の安全は自分たちで守る

台湾は治安情勢が比較的安定していると言えますが、それゆえに日本とは異なる海外生活の危険性や、海外で緊急事態が発生した際の備えや対応について意識しないまま生活したり、安全に対して気が緩みがちになり、思わぬ事件・事故や緊急事態に巻き込まれた際に戸惑ってしまうことがあります。また、「日本人は裕福で、多額の現金や貴重品を持っている」というイメージは、現在の台湾でも根強く残っているとされ、日本人が犯罪者のターゲットになりやすい側面があることも否定はできません。日本とは文化・風習・生活様式等あらゆる面

で異なる海外で生活する際には、一人一人が「自分と家族の身は自分たちで守る」という意識を常に持って対策を講じることが重要です。

（３）予防こそが最善の危機管理

家族や社員全員が無事に任期を全うして帰国できれば、その安全のために費やした経費は最も価値のある投資と言えます。「予防こそが最善の危機管理」であることを強く認識し、予防のために必要な努力及び経費は惜しまないようにしましょう。そのために、日本にいるとき以上に万一の事態を想定し、安全に関する情報を事前に入手するとともに、有事の際には被害を最小限にとどめることができるように各自が可能な限りの対策を講じましょう。

（４）備えあれば憂いなし

生活環境や習慣の異なる海外生活では、健康に自信があっても長期間にわたって緊張を余儀なくされることが多く、特に精神面での自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりする際には、手遅れにならないよう、早期に病院で診察や検査を受けるようにしましょう。そのためには、可能な限り充実した海外旅行保険に加入して不慮の事故や病気にも備えるとともに、日本にいる家族にも補償等の内容を伝えておくことをお勧めします。後述する外僑居留証（注）を取得できない方や同居留証を取得していても台湾での滞在期間が６か月未満の方のように、台湾の「全民健康保険卡」（全民健康保険カード）を入手できない方は、台湾で医療措置等を受けた際の保険料を全額負担することになりますので、来台する前に海外旅行保険に必ず加入するようにしてください。

（注）台湾に入国する際の査証（ビザ）の種類や滞在目的によって異なりますが、一部の停留査証やワーキング・ホリデー査証を取得している場合を除き、日本人が台湾で長期滞在するには外僑居留証を取得しなくてはなりません。台湾に到着後遅滞なく内政部移民署に対して外僑居留証を申請・取得してください。また、外僑居留証に記載の姓名、居留事由、住所、パスポート番号等に変更があった際には、更新手続も忘れずに行ってください。特に、居留期限が旅券（パスポート）の有効期間満了日と同日となっている場合もあることから、十分に留意してください。

第2 防犯の手引き

1. 侵入窃盗

屋内に侵入する窃盗犯は、昼夜を問わず、留守宅等を狙う傾向にあります。また、侵入窃盗（空き巣、事務所荒し等）は、家人等に発見されると居直り強盗に発展する可能性があるなど、危険性の高い犯罪です。侵入窃盗を防ぐためには、自宅や事務所の防犯設備を強化することに加え、管理人や隣人との関係を良好に保つことが重要です。また、防犯設備を外観上見せる形で設置することにより、犯人が侵入することを嫌がるような環境を作ることも効果的です。

過去の事例

台北市の天母地区にある日本人宅（家人は不在中）に、工具と思われる物で二重ドアの施錠部分（外側ドア1か所、内側ドア3か所）を全て抜き取って侵入する窃盗事件が発生した。家人が帰宅した時にはドアが開いていたものの、異常を発見し管理人を呼んで再び戻ってきた際にはドアが閉まっていたことから、帰宅時に犯人が室内に潜んでいた可能性がある。

【住居選びのポイント】

- 守衛が24時間体制で勤務しているほか、防犯カメラにより出入者をチェックしている。
- 建物玄関に居住者のみ利用できる施錠装置（オートロック機能）が設置されている。
- 飲食店、会社、事務所等が入っている雑居ビルは、不特定多数の人の出入りがあるほか、飲食店からの火災等の危険もあるので、住居としては避ける。
- 緊急時の逃げ道を確保するため、裏口や避難設備がある建物を可能な限り選ぶ。

【対策】

- 短時間の外出時でも玄関・窓を施錠し、施錠の有無を確認する習慣を身につける。
- 就寝前には、施錠の有無を必ず点検する。
- 貴重品は銀行の保管箱等に預け、多額の現金は自宅に置かないようにする。
- 夜間は、屋外灯を点灯し、見通しを良くしておく。
- 玄関のほか、窓等の施錠部分を補強するような防犯装置を設置する。
- 自宅の鍵を紛失した場合には、玄関錠を取り替える。
- 長期間留守にする場合には、信頼のおける知人等に郵便受けの配達物の収納や、留守時の点検を依頼し、必要に応じ、時々カーテン等を開けてもらう。
- 万一、帰宅時に異常を発見した場合は、二次被害を防止するため、決して1人では室内に入らず、警察や守衛等に通報する。

2. その他の窃盗

スリ、置き引き、ひったくり等の窃盗は、公共スペースで犯行がなされることがほとんどであることから、皆様が巻き込まれる可能性が最も高い犯罪の一つです。いずれの手口も被害者の隙や油断を狙って行われるので、外出する際には周囲の状況に十分に注意してください。

過去の事例

- 1 台北市内の忠烈祠において日本人がバッグから財布を盗まれた事件に関連し、日本人を狙う中国人のスリグループが、国立故宮博物院、中正紀念堂、龍山寺、台北101ビル、士林夜市、九份、鼎泰豊の店舗周辺等に現れるという情報提供を台湾警察より受けている。
- 2 台北市内の松山空港において、日本人が知人と談笑しながらキャリーケースに荷物を入れていたところ、そのキャリーケースのそばに置いていた財布、旅券等が入ったショルダーバッグを盗まれた。
- 3 台北市内において、酒に酔っ払った日本人が地下鉄の駅付近の路上で寝込んでいる間に、財布や旅券等の貴重品を盗まれる被害に遭った。

【スリ、置き引き及び仮睡者ねらい対策】

- 空港、駅、ホテル等における各種手続の際には荷物への注意が散漫になりがちであることから、荷物が常に視界に入る又は体に触れるように置く。
- 人気の観光地や人混みで混雑する場所では、バックパックの使用は避け、ショルダーバッグ類は袈裟掛けにし、体の前に抱えるようにして持つようにする。
- 財布や貴重品は、ズボンの後ろポケットやバッグの外側ポケットに入れない。
- レストラン等で席を離れる際には、バッグ類を必ず持ち歩くか、数人いる場合は少なくとも一人を席に残して荷物から目を離さないようにする。また、貴重品を入れた上着やバッグを椅子にかけることはせず、上着等は目の届くところに置くようにする。
- 飲酒する場合には、酒量を調整したり、帰宅時には複数人で帰ったりするなど、仮睡者ねらい（酔っ払って寝込んでいる者の所持品を盗む手口）の被害に遭わないようにする。

【ひったくり対策】

- バッグ類は、バイクや車が走っている道路とは逆側に携帯する。多くの場合、後方からバイク等が走ってくることから、バッグは体の前方に置くことに留意する。
- できる限り、街灯が設置された明るい道や人通りの多い道を選んで歩く。やむを得ず、薄暗い道や人通りの少ない道を歩く際は、前後から近づくバイクや歩行者等に注意する。
- 不審者に尾行されていると感じた場合、大通り等の街灯が明るく人通りの多い場所に出たり、近くの店やコンビニエンスストア等に入ったりするなど、周囲の状況を確認する。
- 被害に遭った際は、犯人に抵抗することなく、荷物から手を離してバイク等に引きずられないようし、直ちに警察に通報する。

【自動車盗及び車上ねらい対策】

- 路上や人通りの少ない場所における駐車は避ける。
- 短時間の駐・停車といえども、窓を閉め、ドアを必ずロックする。
- 車から離れる際には、車内やトランクには貴重品を一切置かない。
- ドア、ハンドル等に対する防犯装置を利用する。

3. 強盗

強盗事件は、犯人が拳銃や刃物等の凶器を携帯していることが多く、場合によっては生命にも関わる極めて危険性の高い犯罪です。一般的には発生時間は深夜が多いものの、早朝や白昼でも路上で敢行されるケースもあります。また、犯人は、被害者の隙を狙って尾行や住居等への侵入を図るほか、セールスマン、工事業者、配達人等を装い、相手を油断させた後に犯行に及ぶケースもあります。

過去の事例

台北市内の日本人宅で、有線テレビ料金の集金と偽った犯人が玄関ドアを開けさせ室内に入り込み、テレビを触る素振りをした後、一旦玄関を出た。その後、犯人は仲間を室内に引き込んで折り畳みナイフのようなもので脅迫した上、電話線を切断し、現金・宝石等を強奪して逃走した。

【侵入強盗対策】

- 帰宅時に、尾行・待ち伏せの有無を確認する。
- 玄関ドアの開門時に一緒に自宅に押し入るケースが多いので、周囲に十分注意する。
- 見知らぬ来訪者に対しては、不用意に共同ドアや玄関ドアを開けずに対応する。また、玄関ドアのドアチェーンやリ字ロックが備え付けられている場合、それらを利用して対応する。来訪者の身分が明らかでない場合、身分証の提示を求めたり、関係会社へ電話したりするなどして確認をする。
- 自宅室内の目立つ場所に、凶器として使用されるおそれのある物を置かない。
- 万一、強盗に直面した場合は、生命の安全を第一に考え、相手をいたずらに興奮させることなく金品を渡してすぐに立ち去らせた後、事件の発生を速やかに警察に通報する。その際には、可能な範囲で犯人の人相、服装、身体的特徴、逃走方向・手段等を警察に伝える。

【路上強盗対策】

- 昼夜を問わず、人通りが少ない場所を歩くことは避ける。
- 夜間や早朝の外出は控えるとともに、外出時には周囲に不審者がいないか注意する。
- 銀行やATMで多額の現金を引き出す際には、周囲の不審者等に十分に注意する。
- 強盗の被害に遭った際や引き出した後に目的地に向かう際には、生命の安全を第一に考え、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが肝要である。

4. 誘拐

誘拐事件のほとんどが誘拐の目的に合った人物を選び、実行のために下調べを行うなど、入念に準備された上で敢行されます。台湾では誘拐の発生件数は年々減少しており、1988年に台北市内で日本人児童に対する身の代金目的誘拐事件が発生（無事に児童を保護している）して以来、日本人に対する誘拐事件は起こっていません。しかしながら、営利目的や政治目的以外にも、個々の企業内部の事情や個人のプライベートな事情で誘拐の対象となる可能性があります。

過去の事例

- 1 不審者が日本人女児をバイクに乗せようとしたが、日本人女性が声を掛けたため未遂に終わった。
- 2 日本人児童が自宅マンション前で遊んでいたところ、2人組の男が現れ児童を連れ去ろうとした。

【対策】

- 外出の際は、目立たない服装を心掛け、一定の行動パターンを作らないよう心掛ける。
- 自宅や勤務先等の周辺に不審な人物や車両がないか注意するとともに、尾行、監視等がないか注意を払う。会社内や個人間でトラブル等が発生した場合は、特に気を付ける。
- 子どもに対し、見知らぬ人にはついて行かないこと、外出時に行き先・帰宅時間を親に知らせること、両親不在時の注意事項等を日頃からよく話して聞かせる。また、助けを呼ぶ際に最低限必要な連絡先と現地語を覚えさせ、防犯ブザー等を持ち歩かせるようにする。
- 自宅の電話番号、住所等は必要最低限の人にしか教えない。
- 犯人は間違い電話を装ったり、無言電話を掛けて探りを入れて来たりする可能性があるため、相手が名乗るまでは自分から名乗るのは避けるようにする。
- 電話機の側には、メモ帳、筆記用具、緊急連絡先リストを備えておく。
- 万一、脅迫電話が掛かってきた場合は、電話の相手の特徴や背後の物音等に気を付けつつ、話の内容とともにメモするなど落ち着いて対応し、通話後直ちに必要な連絡先に連絡を取る。

5. 性犯罪

台湾でも、日本人女性がタクシーやマッサージ店を利用した際に性犯罪の被害に遭っているほか、盗撮、性的な嫌がらせ等の被害も確認されていますので、十分に御注意ください。万が一、性犯罪の被害に遭ってしまった場合には、妊娠や性感染症の危険もあることから、病院を必ず受診してください。

過去の事例

- 1 日本人女性が親切そうな男性にドライブに誘われたので、誘われるままドライブに行ったところ、人気のない場所に連れて行かれて、体を触られるなどの被害を受けた。
- 2 夜間帯に台北市内のマッサージ店で日本人女性がオイルマッサージを受けた際に、男性の施術師に胸や陰部を触られるなどの被害を受けた。
- 3 台北市内において、日本人女性が台湾人の男に背後からジーンズに体液をかけられたという事案で、犯人は被害者と面識はなく無差別な犯行である旨を供述した。
- 4 日本人女性が交際していた台湾人の男につきまとわれたり、女性の裸の写真を悪用され「俺と別れないでくれ」と男から脅迫されたりする被害に遭った。

【自宅での対策】

- 自宅に入る時は、周囲に人がいないことを確認した上で玄関ドアを開けるとともに、素早く室内に入って必ず施錠する。
- 就寝前には、玄関の戸締りを確認するとともに、ベランダや風呂場等の窓の施錠も点検する。

【外出時の対策】

- 外出時は過度な肌の露出を避け、暗い場所、人通りの少ない道、公園等は通らないようにする。
- 夜間に出歩く際には、音が鳴る笛や防犯ブザーをバッグの中に入れ、持ち歩くようにする。
- 不審者に尾行されていると感じた場合、大通り等の街灯が明るく人通りの多い場所に出たり、近くの商店、コンビニエンスストア等に入ったりするなど状況を確認する。
- 見知らぬ人から親切に話しかけられても、気軽に自宅等に付いて行ったり、安易に二人きりになったり、相手の車に乗せてもらったりすることは避ける。
- 駅構内や商業施設において上りエスカレーターを利用する時には、背後の様子も確認する。

【マッサージ店利用時の対策】

- ガイドブック等で紹介されている店だからといって安心せず、信頼のできる店を選ぶ。
- 店の外観や店員の雰囲気にな審な様子を感じたら入店しない。
- マッサージのコース内容（部位）をしっかりと確認し、なるべく同性の施術師を指名する。
- 着衣を必要以上に脱がせようとする、マッサージとは言い難い施術を行ってくるなどの不審点があれば指摘し、拒絶の姿勢をはっきりと示す。

6. 詐欺・恐喝

台湾でも詐欺の発生件数は多く、日本人の高額被害も確認されています。典型的な態様は特殊詐欺であり、犯罪組織はあらゆる手段を用いて言葉巧みに被害者を信頼させ、指定した預貯金口座に振り込ませるなどして現金等をだまし取ります。特に、犯人が公的機関の職員を装う場合は、相手の不安や恐怖心を煽って話を進めるのが常套手段であることから、落ち着いて対応することが重要です。

また、国際的詐欺メールの手口は、通称「419 事件（ナイジェリアの刑法第 419 号に抵触する詐欺犯罪）」とも呼ばれ、遺産相続を名目としたもの、宝くじの当選を装うもの、マネー・ローンダリングや投資の協力を持ちかけるもののほか、最近では、LINE、Facebook、Twitter 等の SNS を通じたロマンス詐欺（SNS で知り合った海外の相手に甘い言葉を使い、恋人や結婚相手になったかのように振る舞って金銭を送金させる手口）も世界的に横行しています。このほか、台湾でもいわゆるマッチングアプリの利用者の中にサクラと呼ばれる者や犯罪組織が存在し、利用者の恋愛感情や下心につけ込んで高額な現金等を要求してくることもあることに十分に留意してください。

過去の事例

- 1 日本人は、警察を名乗る相手から「あなたの銀行口座が凍結されている」と言われた後、台北法務部を名乗る相手から「調査のために口座内の預金を法務部の口座に一時的に移し替える必要がある」と説明を受けた。その話を信じて指定された預金口座に現金を振り込んだが、その現金が日本人に戻ってくることはなく、詐欺の被害に遭ったことが判明した。
- 2 日本人女性は、マッチングアプリを使って現役の米国軍人や英国人を名乗る男達と知り合った後にLINEを通じて連絡を取り合っていたが、先方から「事業のため自分を助けてほしい」、「あなたがとった行動はマネー・ローンダリングに該当し、FBIがあなたを間もなく逮捕しにいくので、逮捕されないためにはあなたが病気である旨の医師の診断書を発行する必要がある」などと説明されて高額な現金を送金したほか、「あなたは無罪を100パーセント勝ち取ることができる弁護士を雇う費用が必要である」と、更に高額な現金の送金を要求された。
- 3 日本人男性がマッチングアプリを使って台湾人女からLINEの連絡先を教えてもらった後、その女から「会いたいならばお金を払ってほしい」というメッセージを受けたり、待ち合わせの場所に行ったがその女とは会えず、その女の知人を名乗る男から「お前は既に我々に監視されており、俺らの女と会いたければ金を払え」というメッセージにより脅されたりしたこと、相手の言うままにプリペイドカードを購入して高額なお金を何度も支払った。

【対策】

- 自分の個人情報を他人に安易に教えたり、SNS 上でむやみに開示したりしない。
- 身に覚えのない電話番号からの着信にはすぐに応じず、内政部警政署の「165 全民防騙網」(<https://165.npa.gov.tw/>) 等で詐欺電話に使用された電話番号か否かを確認する。
- 詐欺や不審電話のリスクや電話の相手が表示される携帯電話のアプリを活用する。

- 公的機関を名乗る者から電話等で振り込み要求があった場合には、その場では要求に応じず、相手が名乗った公的機関や連絡先が実在するものか否かを確認する。
- 素性の分からない相手の言うことを安易に信用せず、金銭を要求された場合には詐欺の可能性をまず疑い、知人や最寄りの警察分局・派出所に相談して第三者に客観的な意見を求める。
- 国際的な詐欺組織は、SNS でも英語で被害者と連絡を取っていることが多いことから、英語が堪能であっても油断せず、金銭の送金要求があった場合には特に注意する。

7. サイバー犯罪

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間が日常生活の一部となっている一方、私達がサイバー犯罪の被害に遭うリスクも高まっています。例えば、台湾でもスマートフォンに業者や役所等を装って送信されたショートメッセージ内のリンク先（以下の例示を参照）をクリックすると、スマートフォンがマルウェアや不正プログラムに感染して金融機関情報が盗まれ、使用者になりすましたオンラインショッピングでの不正購入、インターネットバンキングでの不正送金が行われる被害等が確認されています。また、公的機関等を装ったメールから非常に巧妙に作成された同機関等の偽のウェブサイト（フィッシングサイト）に誘導し、登録している個人情報、各種パスワード、金融機関情報等の入力を求める手口もよく確認されています。サイバー犯罪の手口は日々多様化していることから、台湾の最新の事件報道にも留意していただき、日常的に被害防止を心掛けるようにしましょう。

なお、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターのホームページ (<https://www.jc3.or.jp/>) では、日本で確認されている最新のサイバー犯罪に関する注意喚起を行っていますので、最新の傾向・手口を理解することにより、台湾における被害防止策の参考としてください。

台湾でよく見られるショートメッセージ及びそのリンク先の例（出典：内政部警政署）

1 宅配業者を偽装するもの

【黑猫宅急便】您的快遞通知單、收件簽收電子憑證 <http://goo.gl/1pV82b>

2 オンライン決済を偽装し、取引の取消を誘引するもの

尊敬的客戶您好(不知被害人姓名)、您的手機正在申請網路支付、如非本人操作請加載電子憑證確認取消 <http://goo.gl/r1mPMV>

3 写真の添付を謳って、脅迫、誘惑するもの

李●●到底是怎樣、你再也不答應我、我就把照片曝光 <http://goo.gl/qSsDNd>

4 各種料金の請求を偽装して、クリックや取消を誘引するもの

陳●●先生、您的電信本月應繳費賬單。查詢電子賬單 <http://goo.gl/JWsQqU>

5 役所や銀行を偽装するもの

○ 您的門號有詐騙嫌疑、請到警局協助調查、案件進度查詢號。<http://goo.gl/>

○ 您好xxx女士、感謝您於06/09 10:38 持彰銀信用卡刷卡消費450元、詳情查詢
<http://goo.gl/>

【対策】

- パソコンやスマートフォンを利用する際はセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、パターンファイルを常に最新の状態に更新する。
- 複数のウェブサイトやアプリを利用している場合には、同じ ID やパスワードを使い回さない。
- 日頃良く利用するウェブサイトの正規の URL をブックマークに登録しておき、同ブックマークからアクセスするように習慣化する。
- 不審なメールに添付されているファイルを不用意に開いたり、送信元や内容に心当たりのないショートメッセージや LINE 等に貼られているリンク先を安易にクリックした

りしない。

- クレジットカードの利用明細を毎月確認し、不正に利用された履歴の有無を精査する。
- インターネットバンキングに利用している口座の入出金明細等を定期的に確認する。

8. 台湾生活上の留意事項

台湾の人々は一般的には親日的であると言われていますが、他方、過去の歴史認識や尖閣諸島等の諸問題で様々な考えを持つ人もいます。いずれにせよ、日本人は、台湾において関心を持たれる存在であり、日本語を理解する台湾人も少なくありませんので、公の場での発言には注意するなど、「節度ある行動」に努める必要があります。

また、日本と台湾の言語、法令、風俗、習慣等の違いから、思わぬ犯罪やトラブルに巻き込まれるケースがあります。犯罪やトラブルに巻き込まれるケースには、被害者になる場合と犯罪者になる場合がありますが、後者にあっては、善意による行為、犯罪を意図しない行為等が犯罪に該当し、身柄を拘束されるというケースも発生しています。

冒頭でも申し上げたように、日本人の皆様が台湾の言語、法令、風俗、習慣等に関する十分な「知識」を身に付けるとともに、自らの軽率な行動や注意不足で犯罪やトラブルに巻き込まれることのないように十分注意してください。

過去事例

- 1 台北日本人学校及びその周辺で「殺日本人」と書かれた落書き等が発見された事件において、犯人は「日本人に反感を持っているため犯行に及んだ」旨を供述した。
- 2 日本人数名が台北市内のレストランで食事をして店を出ようとしたところ、鉄パイプや模造刀、ビール瓶を持った台湾人十数名に襲われて重軽傷を負った事件において、犯人らは「日本人から罵られたと勘違いした」旨を供述した。
- 3 台北市内の繁華街において、日本人が交通上のトラブルから台湾人の運転手と口論になり、背後から刃物で背中等を切りつけられ、重傷を負った。

（１）写真・動画撮影の制限

軍事関連地域・施設等を除いて制限は特にありませんが、台北松山空港、台中空港、台南空港等の一部の空港が民・軍共用となっていますので、注意が必要です。台湾では、軍事施設の写真撮影が禁止されており、有期懲役の罰則のほか、撮影に使用したカメラ等を没収することができるという規定があります。過去には、花蓮空港で写真を撮っていた日本人が戦闘機を撮影していたのではないかと疑われ、警察から事情聴取を受けた例があります。飛行機の中から空港施設を撮影することは控えるとともに、空港内で撮影する場合には撮影制限に関する標識の有無をあらかじめ確認するようにしてください。また、空港から一定の距離範囲では、ドローンなど無人飛行機を飛ばすことが禁止されています。

（２）喫煙場所

台湾では、ほとんどの施設内及びパブリックスペースにおいて全面禁煙となっており、これに違反した場合は、喫煙者に罰金が科せられることがあります。喫煙される方は、喫煙マナーを守るよう十分に注意してください。

（３）マッサージ店

台湾には多くのマッサージ店が存在します。日本と比べるとマッサージの力が強く施術を痛く感じる場合があります。例えば、日本人が台湾で全身マッサージを受けて帰国した後、その日本人の肋骨が折れていることが分かったという事例も把握しています。台湾でマッサ

ージを受ける際には、マッサージを受ける部位や強さを事前に確認するとともに、マッサージ中にも強さや気になることがあればしっかりと伝えるようにしてください。また、前述のとおり、日本人女性がマッサージ中に性犯罪の被害に遭う事例も報告されていることから、十分に注意してください。

（４）交通手段

いずれの公共交通機関も日本より運賃が安くて移動には便利ですが、日本とは異なる事情に留意して利用してください。

ア 鉄道

台北市と高雄市を結ぶ台湾高速鉄道（高鐵）をはじめ、台湾内は各種鉄道網が整備されています。また、台北市、高雄市等の都市部では、「捷運」という地下鉄（MRT）が整備されています。地下鉄の車両内で飲食すること、ガムや檳榔（ビンロウ：噛みタバコのような物）を噛むこと等が法令で禁止されており、違反者に罰金が科せられることがありますので注意してください。

なお、空港や鉄道のエスカレーターを使用する際には右側（東京とは逆側）に立つとともに、ガイドブックやスマートフォンを見ながら歩く行為を控えるなど、無用のトラブルを避けるようにしてください。

イ バス

台北市、高雄市等の都市部では、バス路線も整備されています。バスはバス専用レーンを走行することもあり、渋滞を気にせずに乗ることができます。バス停で乗りたいバスが近づいて来た際には手を挙げ、運転手に対して乗車の意思表示を行い、停車を求めるようにしてください。一方、日本と異なり、運転手は乗客が席に座るのを待つことなく走行し始めたり、突然急ブレーキをかけたりするなど、運転が荒い傾向があることから、乗車中はつり革や手すりにしっかり掴まってください。

ウ タクシー

台湾のタクシーは、黄色の車体に「計程車」や「出租汽車」という記載があり、路上で停車させて利用することも簡単です。しかし、タクシーを利用した際に、運転手によるメーターの操作、遠回り、暴行事案、偽札とのすり替え等のトラブルも発生していることから、以下の点に留意してください。

- マンションの管理人やホテルのフロントに依頼してタクシーを呼んでもらうことを心がける。
- 路上でタクシーを拾う際には、車体の汚れがひどい、車体に傷が多い、窓に不透明なフィルムが貼ってあり車内が外から見えにくいといったタクシーは避ける。
- 乗車する際に運転手が酒臭かったり、服装が乱れていたりする場合には、乗車を避ける。
- 女性一人でのタクシー乗車はできる限り避ける。
- 運転の乱暴なタクシーや故意に遠回りするタクシーに乗った場合には、無用な口論は避け、面倒でも料金を払って降車し、別のタクシーに乗り換える。
- 運転手から紙幣の交換に関する申し出があった場合には、偽札にすり替えられることがあるため、安易に応じない。

○ 降車時にはレシートをもらうとともに、運転手の名前や車両ナンバーを控えることを心掛け、車内に忘れ物をした場合等に備える。

○ 降車時には、タクシーの脇をすり抜けるバイクがないかを十分に確認する。

エ レンタサイクル

台北市、高雄市等の都市部では、YouBike 等のレンタサイクルを気軽に利用することもできます。会員登録をすることにより、「悠遊卡」等の電子カードで安く借りられるほか、目的地付近のステーションで簡単に返却することもできます。利用する際には、自転車の前後のブレーキの利き具合、タイヤのバンクの有無、ライトの点灯状況等をしっかり確認し、周囲の車両の走行状況に気を付けながら安全運転に努めてください。

(5) 見慣れない動植物

台湾では多種多様な動植物の生息が確認されており、日本では見られない珍しいものも存在しますが、中には寄生虫を宿している生物や有毒植物もあります。例えば、台湾の公園や野原等で確認されるアフリカマイマイは、「広東住血線虫」という寄生虫を宿していることがあり、アフリカマイマイが這った跡に触れるだけでも人間に寄生する場合があります。これが人間に寄生した場合に「好酸球性髄膜（脳）炎」という症状を引き起こし、場合によっては死に至るなど危険です。

このように、日本では見慣れない動植物に対しては、物珍しさから安易に触れたり、取り扱ったりすることがないように十分注意してください。

(6) 各種取締り

ア 違法薬物

台湾における違法薬物の取締りは非常に厳しく、薬物犯罪（密輸入、密売等）の最高刑は死刑となっています。違法薬物に興味を示さないことはもちろんのこと、繁華街の路地裏等の犯罪の温床となるような場所には近付かない、不審と思った物（タバコや高級茶葉と称される例が多い）は購入しないようにしてください。また、自分では気付かない間に「運び屋」として利用される可能性もありますので、見知らぬ人または知り合ったばかりの人から、「〇〇さんへのおみやげを持って行ってほしい。」といった依頼を受けた場合は、毅然とした態度で断るようにしてください。

なお、知らない間に手荷物に違法薬物を入れられる可能性もあることから、特に空港等においては、手荷物の管理を徹底するようにしてください。

イ 銃器

台湾では、銃砲刀剣類等を許可なく製造、販売、密輸入、携帯するなどの行為が厳しく規制されています。罰則の最高刑は死刑であるほか、高額な罰金も規定されているなど、日本と比べて非常に厳しい規定となっています。

ウ 売買春

台湾では、売買春行為は違法であり、違反者には罰金が科せられることとなっています。過去に邦人が検挙されたケースもありますので、こうした行為は慎んでください。

エ 賭博

台湾では、いかなる場所においても財物を対象とした賭博は禁じられており、違反者に

は罰金が科せられることとなっています。

オ 肉製品の持込み

諸外国・地域におけるアフリカ豚熱等の動物疾病の発生により、台湾でもその侵入を防ぐため、肉製品（牛、豚、家きん等由来のもの）の持込みを厳しく取り締まっています。違反者には、高額の罰金が科されるほか、入境拒否等の処分があることから、台湾に渡航される際には十分に注意してください。不明な点があれば、行政院農業委員会動植物防疫検疫局（<https://www.baphiq.gov.tw/index.php>）までお問い合わせください。

カ 外貨申告

台湾では、マネー・ローンダリング防止対策のため、入境時に総額1万米ドル超相当額の外貨現金（日本円を含む）を所持・携帯している場合には、税関に申告する必要があります。申告すべき現金を持参している方は、「海關申報單」（税関申告書）を記入した上で「應申報台」（赤色カウンター）で忘れずに申告するようにしてください。

キ 政治活動

日本人を含む外国人が政党等から招かれ、以下の各種選挙活動に参加することは禁止されています。仮に違反行為が確認された場合、目的外停留・居留として退去強制処分を受けるおそれがありますのでご注意ください。

- 公開演説又は署名により推薦し、候補者を宣伝すること
- 候補者のために公開の場所でステージに立ち、又は大衆の前に現れて候補者を応援すること
- 記者会見を開き、又はメディアの取材を受け、候補者を宣伝すること
- 宣伝物を印刷頒布、貼付し、候補者を宣伝すること
- 標語、看板、横断幕、布等の広告物を掲げ又は立て、候補者を宣伝すること
- 公共放送を利用し、候補者を宣伝すること
- 候補者とデモ、集票、募金活動に参加すること

なお、台湾では、集会、座り込み、デモ行進等の街頭政治活動が頻繁に行われる傾向にあります。各種報道等で最新の情報を確認するとともに、実際に抗議活動が行われている現場に遭遇した場合には、皆様がデモ活動をしていると見なされることがないように、その場所には近付かないようにしてください。

9. 交通事故対策

台湾では、日本に比べ、交通ルールやマナーが遵守されていない場面に遭遇することが多くあります。警察当局の統計（2021 年）によると、年間の交通事故発生件数は、35 万 8,221 件となっております。台湾の人口は、日本の人口の約 5 分の 1 であるにもかかわらず、2021 年の交通事故発生件数は、日本での発生件数（30 万 5,196 件）を上回っており、交通事故に遭うリスクが日本より高いと言えることから、外出する際には交通事故防止に十分な注意が必要です。

日本の運転免許証を所持している方は、当該免許証と中国語翻訳文を携帯すれば、入境後 1 年以内かつ同免許証の有効期間内に限り台湾で自動車等を運転することができます。中国語翻訳文は、日本台湾交流協会台北事務所または高雄事務所において申請して入手できるほか、日本国内の一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の支部窓口で申請して入手することもできます。車両を運転する際には、翻訳文に記載されている運転が可能な車両区分に従うほか、台湾で車両を運転している際に警察官が入境日を確認するために旅券の提示を求める場合があることから、旅券も忘れずに携帯するようにしてください。

交通事故対策で重要なことは、日本と台湾の交通事情や習慣の違いを明確に意識することです。特に以下の点に留意するようにしてください。

【歩行時】

- 台湾人のドライバーは、歩行者よりも車両を優先する傾向があり、日本と比べて運転マナーが良くない部分があることを常に意識する。
- 信号待ちの際は、交差点内での事故の二次被害に遭うことを防ぐため、車道から少し離れた位置に立つ（車道に近付きすぎない）。
- 時間帯を問わず、青信号で横断歩道を渡る時も周囲の車両をしっかりと確認する。
- 路地から自動車やバイクが一時停止することなく飛び出してくることがあるため、路地では周囲の状況をしっかりと確認する。
- スクータータイプのバイクを歩道に駐車することが一般的であり、バイクで歩道を走行することも見られることから、歩道を歩く際も前後のバイクの走行状況に注意する。
- バスやタクシーの乗降車時も、バイクが車両と歩道の間をすり抜けてこないかを確認する。
- 一部の観光地には落石事故の危険性が高い場所もあることから、その危険性を十分認識する。

【運転時】

- 車両は常に整備し、台湾の交通法規を遵守する。
- 運転免許証を携行するとともに、車両に「行車執照」（車検証に該当）が備えてあるかどうかを確認する。
- 「強制險」（強制保険）は車両を所有する際に契約が義務づけられているが、車両の運転者及びその同乗者に対する補償を行うものであることから、事故の相手側の補償をカバーする「第三人責任險」（第三者責任保険）という任意保険にも加入するようにする。
- 飲酒運転は絶対にしない。

- 車両が日本とは逆側の右側通行であり、車両のウィンカー、ワイパー等の操作位置が日本と異なることを意識する。
- 右左折時や車線変更時にウィンカーを出さない又は直前に出す車両も多いので、予測運転を常に心掛ける。
- 車間距離不足による追突事故も多いので、車間距離を十分取り、急停車は避ける。
- 右折時には、右ウィンカーを早めに出し、オートバイが自分の車両の右側を通過できない程に道路脇に寄ってから右折するなど、オートバイの巻き込み事故に注意する。
- 日本と異なり、高速道路ではセンサーを活用して料金が徴収されるため、料金所が存在しない。
- 事故が発生した際の事実関係を証明するため、ドライブレコーダーを備え付けるようにする。
- 交通違反をした場合、「違規告發單」（交通違反通知書に該当）が現場で手交される又は車両の登録地に郵送されるので、当該通知書裏面の記載事項に従い、所定の金額を納付する。当該違反に異議がある場合には、違規告發單を発行した機関に申し立てる。
- 後部座席を含む車両の各座席でのシートベルト着用が義務付けられており、違反した場合には罰金の対象となる（同乗者がシートベルトを着用していない場合は、運転者が罰金の対象となるので、同乗者にシートベルトを着用するように促してください）。
- 12 歳以下または体重 36kg 以下の児童を乗車させる際には、成長段階に合わせた各種チャイルドシートの着用が義務付けられている。
- 運転手が運転中に携帯電話やスマートフォン等を手に持って操作、通話等をした場合、または、運転中にたばこを保持していて他人の車の安全に影響を与えるなどした場合には、罰金の対象になる。
- 停車後の車のドア開閉により交通事故を発生させた場合には、罰金の対象になる。

【交通事故発生時の措置】

交通事故の当事者となった場合に重要なことは、現場で事故の責任を言い争うことではなく、負傷者を救護すること及び早期に警察に通報することです。

- 後続車による追突等の二次被害を避けるため、警告灯や故障の標識を設置し、事故現場の周囲に対し注意を促す。
- 警察（110 番）及び救急車（119 番）を呼び、状況が許す限り、救急車が到着するまでは負傷者を動かさない。
- 事故車両は可能な限り動かさないこととし、やむを得ず移動させる場合や当事者双方が同意した場合は、進行方向を記録しつつ、カメラ等で現場の状況を撮影しておく。
- 警察の実況見分には必ず立ち会うようにし、調書等の書類に署名を求められた場合には、記載事項に誤りがないか確認した上で署名する。
- 警察への事後照会のため、事故発生時刻と場所、警察への届出番号等を記録しておき、保険会社やレンタカー会社への連絡時にも伝える。
- 事故発生後に病院で治療を受けた際には、負傷箇所に係る医師の診断証明書を取得する。
- 一般的に、台湾では交通事故により被害者に怪我をさせた場合には、警察の実務上、

刑法の過失傷害罪で捜査することになるが、同罪は親告罪であることから、交通事故において加害者の刑事責任を追及したい場合には、当該事故が発生した時から6か月以内に担当する警察機関に刑事告訴を提起しなければならない。

第3 緊急事態への備えと対応

1. 心構え

緊急事態は、不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件・事故、大規模デモ、テロや感染症の発生などのように、予測が困難で突発的に発生したりするような事態をいいます。また、2022年8月上旬に、中国が台湾周辺の空・海域で実弾訓練を含む軍事演習を実施し、また、当該軍事演習の前後において、台湾当局等へのサイバー攻撃、駅やコンビニエンスストアのモニターへのハッキングを通じた偽情報・かく乱情報の拡散等の事案が見られるなど、台湾海峡をめぐる情勢についても不断の注視が必要となっています。緊急事態が発生した際には、日本台湾交流協会は、領事メールやSMS（ショート・メッセージ・サービス）等により日本人の皆様への迅速な情報提供や安否確認等を行います。

緊急事態はいつ発生するか分からないことから、このような事態が起こった際に冷静に対応できるよう、平素から日本台湾交流協会や台湾当局が発信する情報、報道等により最新で正確な情報の入手や連絡体制の確立に努めてください。また、緊急時に落ち着いて行動できるよう、平素から避難場所や退避・帰国ルートを確認するとともに、食料・飲料水の備蓄、携行品の確認、通信網が遮断された場合に備えて防災・携帯ラジオを準備するなどの備えを十分に行っておくこともお勧めします（詳細は第3の2及び8をご参照ください）。

また、緊急事態が発生する可能性が高まった際には、早期の退避（帰国又は第三国への出境）を念頭に行動してください。その際には、商用定期便が運航されているうちに退避（帰国又は第三国への出境）することが重要であり、外務省から発出される海外安全情報（危険情報）や滞在する地域における危険に関する報道・情報等に細心の注意を払ってください。

以下では、緊急事態への備えと対応について簡潔にまとめていますので、平素からの準備に活用してください。

2. 平素からの備え

（1）連絡体制の確立・整備

① 日本台湾交流協会台北事務所/高雄事務所への届出

以下に記載する「在留届」、「変更届」、「帰国・転出届」については、日本台湾交流協会（<https://www.koryu.or.jp/>）及び外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>）にも掲載しています。事務所窓口での提出、郵送、メールでの提出のほか、オンライン（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）での届け出も可能ですので、登録願います。オンラインにより「在留届」を届け出た場合、付与されたパスワード等により本人確認が行われていますので、パスワードの管理をお願いします。

● 在留届

外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する方は、旅券法第16条により、地域を管轄する日本大使館・総領事館（在外公館。台湾の場合は、日本台湾交流協会台北事務所/高雄事務所）に届け出ることが義務づけられています。

緊急事態が発生した場合、在留届で登録された情報に基づき、当該日本人の所在

地や緊急連絡先を確認し、安否確認、援護活動や緊急情報の発信、日本国内の留守宅への連絡等がなされることとなります。

- 変更届、帰国・転出届

在留届を提出した後、転居や同居家族が移動する等、在留届の記載事項に変更があったときや、帰国するときには、遅滞なく、在留届を提出した日本台湾交流協会台北事務所/高雄事務所に変更や帰国の届出をしなければなりません。これが提出されない場合、安否確認等の邦人保護業務に支障が生じる場合があります。また、転居後の住所・居所が当初在留届を提出した日本台湾交流協会台北事務所/高雄事務所の管轄区域内であっても、安否確認等を行うための住所や連絡先が変更されることとなりますので、変更届の提出をお願いします。

- ② 企業における連絡体制の整備

緊急事態が発生した場合に備え、常日頃から所属する社員及びその家族等との連絡体制を整備することが重要となります。各社におかれては、緊急事態発生時に社員との間でどのように連絡を取り、どのように安否を確認するか、事前に体制の整備を行ってください。

その上で、日本に本社等がある場合には、社員の安否情報を共有すべき部署がどこであるかご確認ください。

また、社内で決定した連絡手段、避難経路等が機能するかを確認するためにも定期的に避難訓練を実施してください。

なお、各社でとりまとめられた安否情報については、日本台湾交流協会にも共有頂けますようお願いします。

- ③ 家族等との連絡体制の確認

緊急事態発生時の時間帯によっては、家族、知人等がそれぞれ別の場所において、電話等の通信手段が使えないことが予想されます。そのため、企業、学校等の所属団体にかかわらず、家族、知人間においてそれぞれの安否を確認でき、また、落ち合うための連絡方法や集合場所等を事前に決めておくことも重要です。

また、上記にあわせ、本邦家族への連絡方法についても改めてご確認ください。

なお、個人単位で当地に滞在されている方におかれましても、緊急事態発生時の安否情報について、日本台湾交流協会に共有頂けますようお願いします。

- (2) 情報収集

外務省・日本台湾交流協会及び台湾日本人会・台北市日本工商会は、主として以下①から⑤の手段で各種の安全対策情報等を発信します。平素からこれらの手段や公共放送、インターネットなど各種情報媒体を有効に活用し、最新の情報を入手するように心がけましょう。また、緊急事態が発生した際には通信網が遮断され、テレビやインターネット等からの情報収集が困難となる場合があることから、ラジオも情報収集の手段の一つになります。主として外務省及び日本交流台湾協会は以下⑤のとおり緊急時にラジオによる情報発信を行うところ、

ラジオ受信機を準備することをお勧めします。これらの手段に加えて、以下⑥「全民国防手冊（ガイドブック）」（台湾国防部）や⑦「全民防災 e 點通」及びアプリ「消防防災 e 點通」（台湾内政部消防署）が公表されていますのでご確認ください。

① ホームページ

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本台湾交流協会ホームページ <https://www.koryu.or.jp/>

台湾日本人会・台北市日本工商会ホームページ <https://www.japan.org.tw/>

② 領事メール

日本台湾交流協会では、在留届をご提出いただいた方々に対し、水際・防疫措置、新型コロナ感染情報等や緊急時の関連情報などの情報を配信します。

③ 日本台湾交流協会フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanTaiwanExchangeAssociation/>

日本台湾交流協会では、緊急時にフェイスブック（日本語）でも安全情報等を発信します。

④ アプリケーション（海外安全アプリ）

海外で滞在される方に安全に関する情報をお届けすることを目的としたアプリケーションです。スマートフォンの GPS 機能を利用し、現在地や周辺国・地域の海外安全情報を表示できるほか、任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することにより、その国等の海外安全情報が発出された場合に受信することができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。（http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html）



⑤ ラジオ

ア 警察ラジオ放送局

日本台湾交流協会は、状況に応じて警察廣播電臺（警察ラジオ放送局）に依頼し、ラジオ放送により緊急情報を日本語で発信することを予定しています（以下の FM 周波数のみ）。

警察廣播電臺には各地域で共通の周波数があるほか、アンテナ局所在地の周波数も利用できますので、お近くの地域の周波数をご確認ください。

<警察廣播電台（警察ラジオ放送局）>

FM 周波数：104.9（台北・桃園・嘉義・雲林・台南・宜蘭共通）

105.1（新竹・苗栗・台中・彰化共通）

94.3（台北・花蓮・台東）、101.3（宜蘭）、94.5（台中）、93.1（高雄）

AM 周波数：1512（新竹）、1314（台南）

※ 内政部警政署作成の無料スマートフォンアプリ「警政服務」でも、ラジオ放送

を聞くことができます。

※ 全国周波数のほか、お近くのアンテナ局所在地の周波数をご確認ください（無料スマートフォンアプリ「警政服務」でも同様。）。

イ NHK ワールド・ラジオ日本 (<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>)
(2022 年 10 月現在)

NHK ワールド・ラジオ日本でも定期的に海外の安全情報が提供されており、緊急時には日本の外務省からの情報発信を積極的に行います。なお、NHK ワールド・ラジオ日本の放送時間帯や周波数は、国・地域により異なりますので、上記アドレスから最新の情報を確認してください。

※無料スマートフォンアプリでも NHK ワールド・ラジオ日本を聞くことができます。

⑥ 全民国防手冊（ガイドブック）（2022 年 4 月版）

台湾国防部は、緊急事態への備えや緊急事態が発生した際の対応に関するガイドブック「全民国防手冊」を作成し、公表しています。

同ガイドブックは、以下のリンクで確認できます。

<https://aodm.mnd.gov.tw/front/front.aspx?menu=069&mGate=069>

⑦ 「全民防災 e 點通」及びアプリ「消防防災 e 點通」

台湾内政部消防署は、ホームページ「全民防災 e 點通」やアプリケーション「消防防災 e 點通」を通じて、災害情報や緊急事態発生時の避難場所等、災害に関する様々な情報を提供しています。



ホームページ「全民防災 e 點通」 <https://bear.emic.gov.tw/MY/#/home/index>

(3) 避難経路・避難場所の確認

自宅及び勤務先の避難経路や通勤・通学途上等において利用することが想定される一時的な避難場所を予め確認・検討するようにしましょう。

台湾当局は下記のスマートフォンアプリ及びホームページにおいて台湾各地域の防空避難場所の情報提供を行っています。

以下アのスマートフォンアプリ及びホームページでは、平素からの準備として、スマートフォンのスクリーンショットで撮影した画像を保存するか、Google オフラインマップをダウンロードし、自宅や勤務先近くの防空避難場所を確認し、ネットワークが遮断されても表示できるように事前に自身のスマートフォン等に保存しておくことが勧められていますので、ご活用下さい。

ア 内政部警政署のアプリ「警政服務」及び同署ホームページ「防空疏散避難專區」：<http://adr.npa.gov.tw/>（台湾各地域の防空避難場所）

回首頁 其他防空處所			
編號	地區	分區	Google My Maps 連結
1	臺北市	北投區、士林區、中山區、大同區	請點選
		中正區、萬華區、大安區、信義區	請點選
		內湖區、松山區、南港區、文山區	請點選
2	新北市	全區	請點選
3	桃園市	全區	請點選
4	臺中市	北區、西區、中區、東區、南區	請點選
		北屯區、西屯區、南屯區	請點選
		其他地區	請點選



(防空避難場所の表示例：

上記地図で黄色のマークで示された場所が防空避難場所)

編號	地區	分區	Google My Maps連結
1	臺北市	北投區、士林區、中山區、大同區	請點選
		中正區、萬華區、大安區、信義區	請點選
		內湖區、松山區、南港區、文山區	請點選
2	新北市	全區	請點選
3	桃園市	全區	請點選
4	臺中市	北區、西區、中區、東區、南區	請點選
		北屯區、西屯區、南屯區	請點選
		其他地區	請點選
5	臺南市	全區	請點選
6	高雄市	全區	請點選
7	基隆市	全區	請點選
8	新竹市	全區	請點選
9	新竹縣	全區	請點選
10	苗栗縣	全區	請點選
11	彰化縣	全區	請點選
12	南投縣	全區	請點選
13	雲林縣	全區	請點選
14	嘉義市	全區	請點選
15	嘉義縣	全區	請點選
16	屏東縣	全區	請點選
17	宜蘭縣	全區	請點選
18	花蓮縣	全區	請點選
19	臺東縣	全區	請點選
20	澎湖縣	全區	請點選
21	金門縣	全區	請點選
22	連江縣	全區	請點選

(參考：內部警政署「防空疏散避難專區」画面例)

イ 台北市・新北市・桃園市では市政府警察局のスマートフォンアプリがあり、こちらでも市内の防空避難場所が確認できます。(台北市の市政府警政署アプリケーション画面例は以下ご参照。)

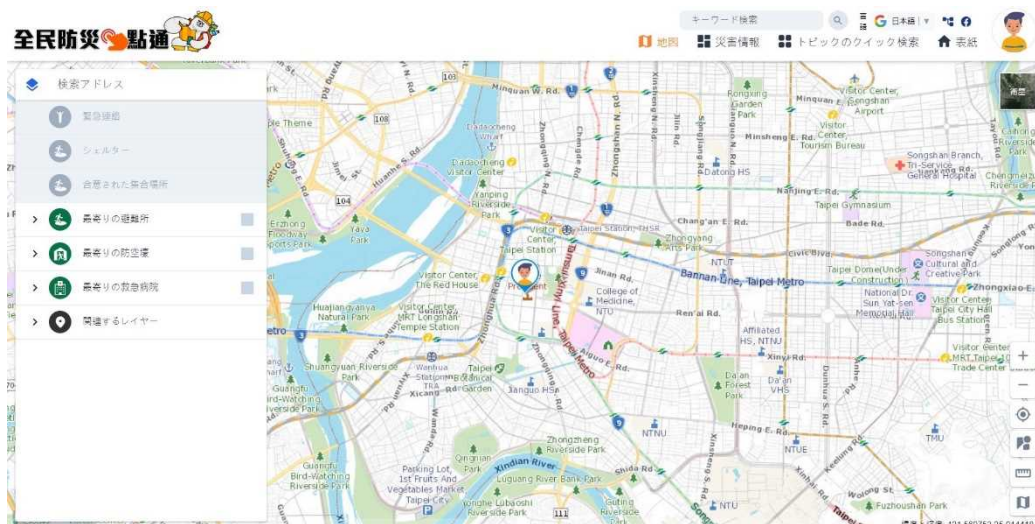


ウ 内政部消防署のアプリ「消防防災 e 點通」及び同署ホームページ「全民防災 e 點通」(<https://bear.emic.gov.tw/MY/#/home/index>)でも、避難場所を確認することができます。

(4) 携行品・非常用物資等の準備

① 旅券・居留証・現金・預貯金通帳・クレジットカード等

旅券(注)、居留証、現金、預貯金通帳、クレジットカード等、必要最低限のものは



直ちに持ち出せるよう、保管の状況を確認しておきましょう。旅券や居留証は身分を証明するものとして必要ですので、有効期間を確認しましょう。現金は、家族全員が10日間程度生活できる金額が望ましいほか、海外へ出境・退避する必要がある場合に備え、航空券を急ぎ購入できるだけの台湾元をあらかじめ用意しておくことを検討してください。

② 備蓄物品

緊急事態が発生した際、安易に移動するより一定期間、自宅や職場で待機する方が良い場合があります。上記の携行品とともに、自宅で待機している間の非常用食料・飲料水（10日～2週間分程度）、医薬品等を備蓄しておくとい良いでしょう。

また、緊急事態が発生した際のライフラインの停止に備え、倒れにくいろうそく、簡易ガスコンロ、飲料水（1人1日3リットル目安）等の非常備蓄品も自宅に準備しておきましょう。

③ 避難する際の非常持出品

緊急事態が発生した際は、一時的な避難場所への徒歩での移動が必要となる場合があることから、避難時に必要となる以下のような非常持出品（3日分程度）をリュックサック等にまとめておき、直ちに持ち出しができるよう、目のつきやすい場所に置いておきましょう。また、使用期限等を定期的に点検し、常に使用できるよう心掛けてください。

- 食料品：携帯用飲料水、食品（缶詰、インスタント食品、アルファ米、チョコレート）
- 医薬品：救急医薬品（消毒液、ガーゼ、常備薬、慢性疾患用の薬）、ウェットティッシュ
- 衣類：ジャンパー、レインコート、下着、軍手、歩きやすい靴
- その他：携帯ラジオ、乾電池、充電器、懐中電灯、毛布、ろうそく、ライター、簡易トイレ

（注）海外において、旅券は皆様の人定事項を公的に証明してくれる重要な書類です。しかしながら、盗難又は遺失の判断がつかないものを含め、日本人が旅券を紛失する事案が後を絶ちません。特に、日本の旅券は国際的な信用度が高く、紛失した旅券は偽変造され、不法な出入国等の犯罪や国際テロを助長するおそれがあります。旅券の最終頁の「所持人記入欄」を漏れなく記載し、日頃から旅券を適切に保管しておくとともに、有効期間満了日を定期的に確認するよう心がけてください。また、旅券の残存有効期間が1年未満となった方や査証欄に余白がなくなった方は、旅券の更新（切替発給）をしてください。

（５）その他

ア 防空演習

毎年夏頃、台湾全土で、緊急事態に対する危機意識を高めるとともに、緊急事態が発生した際の対応の練度を高めることなどを目的とした防空演習が行われています。演習中は、

台湾全土で防空警報（サイレン）が鳴るほか、演習開始時と終了時に、各人の携帯電話にメッセージが発信されます。防空演習中には住民や車両に対する避難指示や交通規制が行われ、これらの指示や規制に従わなかった場合には、罰金が科せられるおそれがあります。関連報道に注意するとともに、演習地区内では係員の指示に従うようにしてください。

イ 「緊急時日本語 FM ラジオ放送」テスト放送

日本台湾交流協会台北事務所と台湾日本人会安全対策委員会では、毎年、警察 FM ラジオ放送（上記第 3、2.（2）⑤アを参照。）を使用した緊急時日本語 FM ラジオ放送のテスト放送を実施しています。緊急時に備えて、地域によっては、内政府警政署の無料スマートフォンアプリ「警政服務」でもテスト放送の内容を聞くことができますので、実際に放送が聞き取れるかご確認ください。

3. 自然災害

（１）大規模地震

台湾は、世界有数の地震多発地帯に位置していることから、日本と同様に大きな地震が度々発生しています。1999 年 9 月に死者が 2,400 人を越える被害を出した大規模地震（921 大地震）のほか、最近でも、2018 年 2 月に花蓮市で震度 7、2019 年 4 月に同じく花蓮市で震度 7 の大規模地震が発生しております。大規模地震が発生した場合、日本人の皆様も甚大な被害を受けるおそれが十分にあります。まず、自宅において家具の転倒や落下物でけがをしないよう、転倒しやすい家具類は転倒防止金具等で固定しておく、窓や食器棚等のガラスに飛散防止フィルムを貼る、高い場所には危険物を置かないなどの転倒・落下防止策を講じておきましょう。また、大きな揺れを感じた際には、周囲の状況に応じて安全な場所に避難するとともに、海岸付近に滞在している場合には、津波を警戒し、高台に避難するなどの措置を講じましょう。

（２）台風

7 月から 9 月の台風シーズンには、暴風雨による停電、浸水、土石流が発生する可能性があります。台湾では、台風による自然災害が発生するおそれがある場合、各市・縣が「停班停课」（政府機関の業務停止や公・私立学校の休校）を発令することもあり、観光施設等の休業も考えられます。台風が台湾に接近している際には、最新の気象情報を入手し、警戒を怠ることのないように心掛けてください。

※台湾当局は、自然災害が発生した場合の一時避難場所（防災公園や防災任務学校等）を指定していますので、各地方政府 HP の防災関連ページ等で、滞在中の地域の一時避難場所について事前に確認してください。（「各種資料」の「10 自然災害発生時の一時避難場所」をご参照ください。）

4. 大規模事故

2015 年 6 月、新北市八里区のウォーターパーク「八仙水上樂園」において、ステージ上で音楽に合わせて踊る参加者に向けて緑色のパウダーを圧縮ガスで噴射中に大規模な爆発事故

が発生し、15 人が死亡し、日本人を含む多くの負傷者が出ました。

また、台湾では、台湾鉄道の特急列車（自強號）も走行していますが、2018 年 10 月に普悠瑪號（プユマ号）が宜蘭縣において、2021 年 4 月に太魯閣號（タロコ号）が花蓮縣において、それぞれ大規模な脱線事故を起こし、日本人の負傷被害も確認されています。こうした大規模事故は予見が難しい面があることは否定できませんが、可能な限り充実した海外旅行保険に加入するなどの対策を検討してください。

5. デモ・抗議活動

日本台湾交流協会台北事務所周辺において、我が国との歴史等に関連し、一部の団体等によるデモや抗議活動が散発的に行われています。

こうしたデモや抗議活動に遭遇した際は、不用意に近付かないようにしてください。

6. テロ

現在のところ、台湾においては、テロ組織や反政府組織や国際的なテロ組織の関連組織の活動は確認されていません。しかしながら、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界で発生しており、特に近年では、単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発するなど、テロの発生を予測し未然に防ぐことが困難となっています。このように、テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

なお、外務省の海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_008.html）でも、最新の「テロ・誘拐情勢」を確認することができます。

7. 感染症

台湾は、日本に比べて高温多湿であり、地理的に東南アジアに近いことから、日本滞在時よりも多様な感染症に留意する必要があります。例えば、A 型肝炎、ノロウイルス、細菌性赤痢等の消化器系の感染症は、季節を問わず感染するおそれがあるほか、季節性インフルエンザ（冬期）や手足口病（夏期）のように、感染時期にある程度の傾向が見られるものもあります。これらの感染症に対し、事前に予防接種を受けておくほか、飲食前や外出後は手洗いを徹底する、レストラン等は衛生的な場所を選ぶ、加熱処理が十分でない物を口にしない、ミネラルウォーターを飲むなどの基本的な事項を日頃から心掛けるようにしてください。

また、以下の感染症には特に留意するとともに、衛生福利部疾病管制署のホームページ（<https://www.cdc.gov.tw>）及びホットライン（1922 番）により最新情報の収集に努めてください。加えて、台湾において新規感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合には、後述する新型コロナウイルス感染症が発生した時と同様の対策がとられることが予想されることから、日本台湾交流協会や衛生福利部疾病管制署の上記ホームページで最新かつ正確な情報の収集に努めてください。

（１）日本脳炎

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスによって引き起こされるウイルス感染症です。日本脳炎ウイルスは、ブタの体内で増殖し、ブタから感染した蚊に刺されることによりヒトへ感染します。ウイルスを保有する蚊に刺されても多くの人は症状が出ませんが、原因不明の発熱、頭痛、意識障害等の症状のほか、重症化した場合に死に至る可能性があり、生存しても精神障害や運動障害等の後遺症が残ると言われています。

台湾では、毎年4月から9月ごろまでの間、中南部を中心に感染事例が確認されています。肌の露出を抑えた服装を心掛ける、虫除けスプレーを使用する、蚊の発生しやすい水田、池、溪流等には近づかないなど、蚊に刺されない対策を取ることが最も重要です。また、日本脳炎にはワクチンがあることから、来台前又は台湾滞在中に予防接種を受けることをお勧めします。

(2) デング熱

デング熱は、デングウイルスによる感染症で、日本脳炎と同様に、ウイルスを保有する蚊に刺されることによりヒトへ感染します。発症すると、頭痛、関節痛、筋肉痛が現れ、解熱とともに治りかけた際に発疹の症状が現れますが、特に関節等の痛みが激しく、英語では「Break bone fever」とも呼ばれています。重症化したものは「デング出血熱」又は「デングショック症候群」と呼ばれ、まれに死亡することもあります。

台湾では、毎年夏期を中心に感染事例が確認されており、海外からの輸入事例が多くあるほか、台湾域内でもクラスター事案が確認されています。日本脳炎と同様に、蚊に刺されない対策を取ることが心掛けましょう。

(3) ツツガムシ病

ツツガムシ病は、ダニの一種のツツガムシによって媒介され、有毒ダニの幼虫に吸着されて感染します。典型的な症状は、突発的な高熱が続くほか、皮膚にダニの刺し口（焦げたようなかさぶた）が見られるようになります。発熱から数日後に皮膚に赤色の発疹が見られ、四肢に拡散します。治療を受けなかった場合、致死率は60パーセントにも達すると言われています。

台湾では、毎年4月から10月までの間に感染事例が多く確認されていますが、花蓮縣、南投縣、高雄市、台東縣、金門縣及び澎湖縣において比較的多く見られます。ツツガムシが生息する草むらに行くことを避けるとともに、長ズボンをはくなどして肌の露出を抑えることにより、ツツガムシに刺されない対策を心掛けましょう。もし、ツツガムシ病に似た症状が現れた際には、すぐに医療機関を受診するとともに、最近の旅行先や旅行時の事情を申告することにより、医師の診断の判断材料としてもらってください。

(4) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

2020年から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症について、台湾当局は、効果的な初動対応やその後の徹底した検疫及び隔離措置により、同感染症の感染状況をコントロールしてきました。新型コロナウイルス感染症に関する台湾当局の各種措置は、感染状況等に応じて変化し得ることから、衛生福利部疾病管制署のHP (<https://www.cdc.gov.tw>) や当協会のHP (<https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html>) を参照し、最新かつ正確な情報の

収集に努めてください。また、新型コロナに関連する台湾当局の定める義務に違反した場合、関連規定により高額な罰金が科される場合がありますので、十分に注意してください。

8. 緊急事態発生時の対応

(1) 情報収集・安全の確保

緊急事態が発生した際には、外務省・日本台湾交流協会及び台湾日本人会・台北市日本工商会は主として以下アの手段により最新の情報を発信します。また、緊急時に台湾当局が発信する情報は主として以下イの情報源から入手できます。流言飛語に惑わされることなく的確な判断と行動を行うため、これらの手段及びテレビ・ラジオ等から最新で正確な情報の収集に努めてください。

また、緊急事態が発生した際には、その発生地と自宅・職場との位置関係を確認し、危険な場所に近づかないなど、ご自身の安全を第一に確保してください。

ア 外務省・日本台湾交流協会及び台湾日本人会・台北市日本工商会からの情報発信

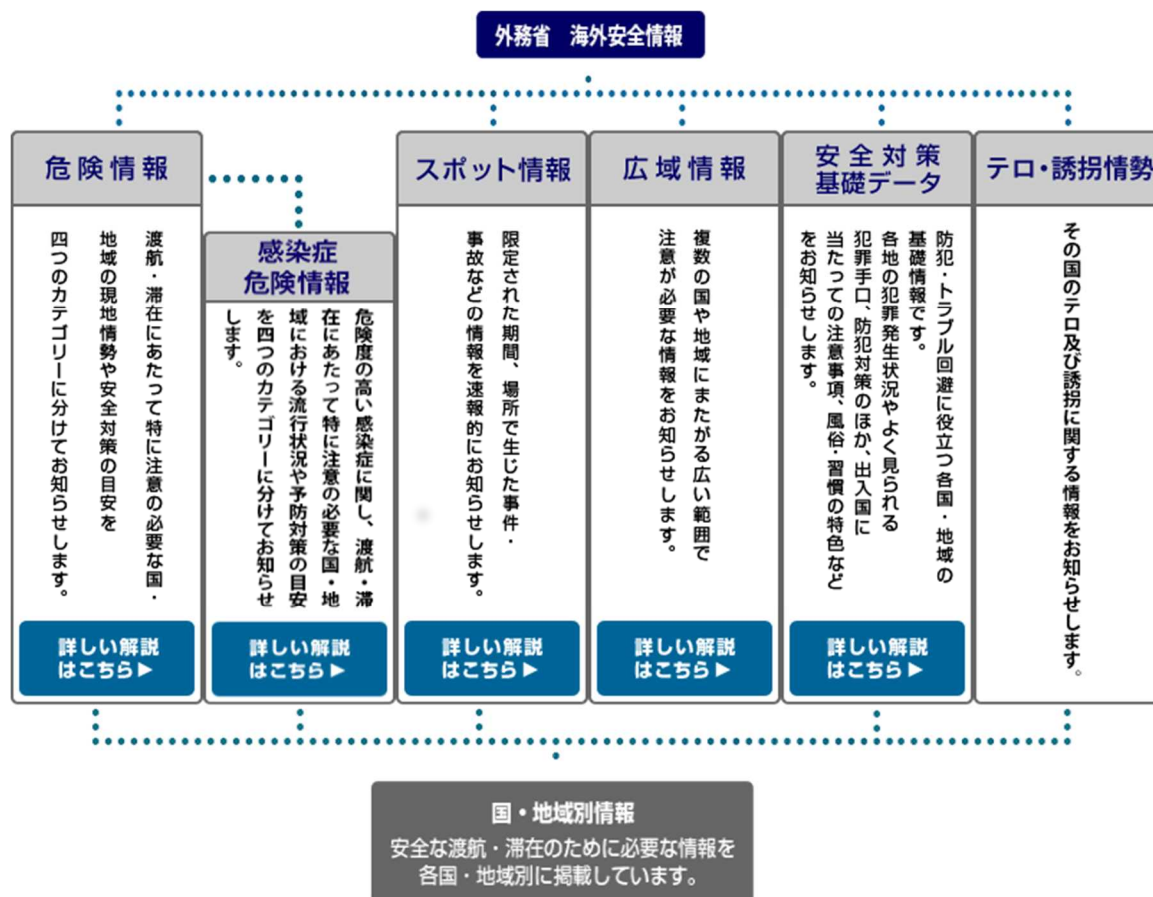
- 外務省は、情勢に応じて、「危険情報」等の海外安全情報を発出しますので外務省海外安全ホームページをご確認ください。このほか、日本台湾交流協会では、ホームページ、領事メール、SMSにより情報発信をしますので、併せてご確認ください。
- 台湾日本人会・台北市日本工商会ホームページ
- NHK ワールド・ラジオ日本（ラジオ放送）
- 台湾日本人会・台北市日本工商会による登録会員向け一斉メールの配信等

イ 台湾側関係機関

- 交通部中央氣象局の HP (<https://www.cwb.gov.tw/V8/C/>)
 - 内政部消防署の HP (<https://www.nfa.gov.tw/cht/>)
 - 衛生福利部疾病管制署（CDC）の HP (<https://www.cdc.gov.tw/>)
 - 内政部警政署の HP「防空疏散避難專區」(<https://adr.npa.gov.tw/>)
 - 警察廣播電台（警察ラジオ放送局）
FM 周波数：104.9（台北・桃園・嘉義・雲林・台南・宜蘭共通）
105.1（新竹・苗栗・台中・彰化共通）
94.3（台北・花蓮・台東）、101.3（宜蘭）、94.5（台中）、93.1（高雄）
AM 周波数：1512（新竹）、1314（台南）
- ※ 共通周波数のほか、お近くのアンテナ局所在地の周波数を御確認ください。

海外安全情報：

外務省は海外安全ホームページ上で、日本人の海外への渡航・滞在に当たって、特に注意が必要な場合に海外安全情報（以下の「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」、「安全対策基礎データ」、「テロ・誘拐情報」）を発出します。



海外安全情報のうち「危険情報」は、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとする政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、対象地域ごとに以下の4つの目安（カテゴリー）による安全対策の目安が冒頭に示されます。また、本文中には危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策等のきめ細かい情報を掲載しています。

【4つの目安（カテゴリー）】

「レベル1：十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

（2）安否の確認

緊急事態が発生した際には、企業におかれては各社の体制に基づき社員とその家族及び出張者等の安否について確認を行うとともに、本邦にある本社等への共有とあわせて日本台湾交流協会までご連絡をお願いします。また、在留届未提出の在留邦人の方、「たびレジ」未登録の短期渡航者の方は、速やかにその所在を日本台湾交流協会に連絡してください。

「在留届」を提出されている方または「たびレジ」に登録されている方におかれては、安否確認のため、登録されている携帯電話番号宛に SMS によるメッセージが送信されることがあります（送付元番号は以下※参照。SMS のみ、通話不可）。メッセージを受信した際は、本文にしたがって返信してください。電話の転送機能を利用している場合、メッセージが届かないことや返信メッセージが送信できないことがありますので、事前に設定状況等をご確認ください。

（※）SMS の送信元番号はご利用の通信会社に応じて以下のとおりとなります。

Chunghwa Telecom(HINET)：+85296657304

Far EasTone：+85296657304

Taiwan Mobile (TFN)：+85296657304

SMS による安否確認について

緊急事態が発生した際、邦人の皆様の安否を確認することは最も重要です。台湾に在留する邦人の安否確認は、在留届又は「たびレジ」に登録された連絡先（電話、FAX、携帯電話、メール）に対して行われます。携帯電話番号を登録いただくと、安否確認の際に、以下のような安否確認を目的としたメッセージが携帯電話に送信されます（送信元番号 85296657304、SMS のみ、通話不可）

（例）

URGENT!! Ampi Kakunin / X mataha Y wo henshin shite kudasai
(Japan-Taiwan Exchange Association)

X HELP!

Y BUJI

ただし、上記「X」及び「Y」に該当する英文字はランダムに変更されます。

上記メッセージを受信した際に、

1. 救援・援護が必要である場合、「HELP」に該当する X（またはこれに相当する英文字）を返信してください。
2. 救援・援護が必要でない場合、「BUJI（無事）」に該当する Y（またはこれに相当する英文字）を返信してください。

日本台湾交流協会では、皆様の回答をもとに安否を確認します。

返信された内容によって、現状の確認をする場合がありますので、携帯電話を通話可能な状態にしておいてください。

在留届を提出いただいてから携帯電話番号等が変更となった場合には「変更届」を、日本に帰国又は第三国へ転出された場合には「帰国・転出届」を速やかに日本台湾交流協会にご提出願います。

また、さらに詳しい状況を把握するために、領事メールや SMS、インターネットを利用した安否確認を行うこともあります。なお、インターネットを利用した安否確認の例は、次のとおりです。

インターネットを利用した安否確認

1. 「在留届」または「たびレジ」に登録されたメールアドレスに、日本台湾交流協会のメールアドレスから安否確認のメールが送付されます。
2. 調査項目に回答を入力後、返信して完了です。なお、回答内容により、電話、メール、SMS 等通じ、日本台湾交流協会より回答者に対して連絡が行われることがあります。

いずれにしても、緊急事態が発生した際に安否確認を行うためには、メールアドレスや携帯電話番号が必要になりますので、「在留届」または「たびレジ」への登録をお願いします。

緊急事態が発生した際、日本台湾交流協会には各種照会が殺到し、電話が通じにくくなる状況が懸念されます。電話回線を確保する観点から、台湾日本人会・台北市日本工商会、またその他の団体・組織に所属している方は、同団体・組織を通じてお問い合わせください。

また、内政部消防署「災區親友現況查詢平台」では、災害時に家族友人の現況検索を行うことができますので詳細はホームページ（https://portal2.emic.gov.tw/FIS2_Develop/Masses/Home/Login）をご参照ください。

（３）退避（帰国又は第三国への出境）・避難の実施等

ア 退避の実施

外務省から発出される「海外安全情報（危険情報）」や滞在する地域における危険に関する報道・情報等に細心の注意を払ってください。外務省から退避勧告（危険情報レベル４）が出された場合、又は、それ以前でも滞在する地域の事態が悪化し、危険が急迫している場合には各人や所属会社等の判断により、退避（帰国又は第三国への出境）を検討し、可能な限り速やかに退避（帰国又は第三国への出境）をしてください。商用定期便が運航されている間にタイミングを失わずに退避（帰国又は第三国への出境）することが重要です。

危険情報（渡航中止勧告及び退避勧告）における対応の目安は以下のとおりです。

①「渡航はやめてください（渡航中止勧告）：レベル３」

この段階では、個人や企業等の判断により、退避（帰国又は第三国への出境）等が行われることになります。特に、高齢者、子供及びその保護者、傷病者等は早期の退避（帰国又は第三国への出境）を心掛けてください。

渡航中止勧告の場合でも、退避（帰国又は第三国への出境）の可能性や準備を促すメッセージを含む場合がありますので、その場合は早期の退避を心掛けてください。

②「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）：レベル４」

退避勧告が出された場合には、商用定期便が運航されている間に可能な限り速やかに退避（帰国又は第三国への出境）してください。

事態が急速に推移して空港等が閉鎖される等、退避（帰国又は第三国への出境）が困難となった場合には、以下イのような対応になるものと想定されます。

イ 自宅や避難所での待機

次のような場合に自宅や付近の避難所で待機することが想定されます。

- 外出が禁止された場合
- 外出が危険と判断される場合

台湾各地域の防空避難場所については、台湾当局内政部警政署のアプリ「警政服務」など同署のホームページ等で確認できます（26 頁の第 3 の 2.（3）もご参照ください。）。

また、外務省・日本台湾交流協会は引き続き携帯電話、領事メール（一般メール）、SMS、等により日本人の皆様への情報発信と安否確認を継続します。状況によっては、退避手段に関する情報等についてもご案内することがありますので、日本台湾交流協会との連絡・情報入手手段の確保にご協力ください。

ウ 留意事項

- 退避・避難の際には、旅券や居留証のほか、必要な携行品を持参してください（詳細は第 3 の 2.（4）をご参照ください。）。
- 自己及び家族の生命・身体の安全を第一に考えて行動してください。防空避難場所への移動に当たっては、現地当局等の指示に従ってください。

（４）退避（帰国又は第三国への出境）後の連絡

台湾から退避（帰国又は第三国への出境）された際には、必ず、速やかに外務省海外邦人安全課（外務省代表：03－3580－3311）または日本台湾交流協会台北事務所（代表：領事室内線：+886－2－2713－8000）、高雄事務所（代表：領事室内線：+886－7－771－4008）に連絡をお願いします。

帰国された旨の連絡がない場合、日本台湾交流協会では帰国された方も含めて安否確認を行うこととなりますので、行方不明として取り扱われる場合があるほか、現地に残っている方の安否確認に遅れが生じるおそれがあります。

第4 おわりに

1. 日本台湾交流協会からのお願い

台湾において、所持品の盗難にあたり、事件・事故の当事者となったり、体調を崩したりした場合には、台湾警察等の当局への届出や医療機関での治療を速やかに行うようにしてください。特に、事件・事故の当事者となった場合には、台湾の行政・司法手続に従って解決を図る必要があることから、所属会社や台湾に在住するご友人に支援を求めることを検討してください。

日本台湾交流協会台北事務所及び高雄事務所では、日本人の皆様に必要な案内、助言及び支援を行います。当協会ホームページの安全・緊急情報のうち「安全情報」(<https://www.koryu.or.jp/safety/safety/>)を参考にさせていただくほか、お困りの際には当協会までご相談ください。皆様からの相談内容は、当協会の今後の業務の参考とさせていただくとともに、必要に応じて「台湾安全情報」等により日本人に注意喚起を図ることとします。

なお、上記事務所は、日本の在外公館に準ずる形で支援を行いますが、様々な制約（台湾の主権・法令との関係、日本台湾交流協会の権限等）があるため、「できること」と「できないこと」があることについてご理解ください。

2. 日本台湾交流協会の連絡先

(1) 台北事務所

管轄：台北市、新北市、基隆市、桃園市、新竹市、新竹縣、苗栗縣、台中市、彰化縣、宜蘭縣、花蓮縣、南投縣、金門縣及び連江縣

住所：台北市松山區慶城街28號 通泰商業大樓

電話：02-2713-8000（平日9:00～17:30）

平日の上記時間外及び土日祝日は、緊急電話代行サービスが24時間対応する。

HP：<https://www.koryu.or.jp/safety/contact/taipei/>

(2) 高雄事務所

管轄：高雄市、台南市、屏東縣、嘉義市、嘉義縣、雲林縣、台東縣及び澎湖縣

住所：高雄市苓雅區和平一路87號 南和和平大樓9樓

電話：07-771-4008（平日9:00～17:30）

平日の上記時間外及び土日祝日は、緊急電話代行サービスが24時間対応する。

HP：<https://www.koryu.or.jp/safety/contact/kaohsiung/>

3. 台湾日本人会等の連絡先

(1) 台湾日本人会・台北市日本工商会

住所：台北市中正區襄陽路9號 富邦城中大樓7樓

電話：02-2361-0052

HP：台湾日本人会 <https://www.japan.org.tw/home.html>

台北市日本工商会 <https://www.jccit.org.tw/home.html>

(2) 台湾日本人会 高雄支部（高雄日本人会）

住所：高雄市新興區文橫二路 127 巷 11 號 健康家園 6 樓
電話：07-241-4558

第5 各種資料

※ 本資料に記載の連絡先は各機関等により変更される場合があります。

1. 緊急通報先

警察 「110」、 消防・救急 「119」
DV等 「113」

※1 警察を呼ぶ際に、中国語のできない方は、以下の3. ①の外国人専用ホットラインを利用することも検討してください（台北市、台中市及び高雄市のみ）。

※2 救急車を呼ぶ際には、希望する病院を指定し搬送してもらう方が望ましいため、日頃から安心して治療を受けられる病院を事前に決めておきましょう。

※3 113番は、DV、性犯罪、セクハラ、虐待等に関する相談ホットラインであり、24時間体制で日本語による相談が可能となっています。

2. 外国人専用ホットライン

組織	電話番号	備考
台北市政府警察局外事科 外事服務站	02-2556-6007	外国人サービス専用回線（24時間、英語対応）
台中市政府警察局外事科 外僑服務專線	0922-958-110	外国人サービス専用回線（24時間、英語対応）
高雄市政府警察局外事科 外事服務站	07-215-4342	外国人サービス専用回線（24時間、英語対応）
内政部移民署 (外来人士在台生活諮詢服務熱線)	1990	台湾在住の外国人向け生活相談ホットライン (24時間、日本語・英語対応)

3. 各警察機関の外事警察の連絡先

組織	住所	電話番号
内政部警政署	台北市中正區忠孝東路一段7號	02-2321-9011
警政署航空警察局國際科	桃園市大園區埔心里航勤北路27號	03-3834728
基隆港務警察總隊國際科	基隆市中正路5之1號	02-24258461
台中港務警察總隊國際科	台中市梧棲區中橫四路2號	04-26565849
花蓮港務警察總隊行政科	花蓮市港口路13號	03-8222701 (3550・3520)
台北市政府警察局外事科	台北市中正區延平南路96號	02-2375-2105 02-2381-7494
新北市政府警察局外事科	新北市板橋區府中路32號	02-2272-7822
基隆市警察局外事科	基隆市信二路205號	02-24252787
桃園市政府警察局外事科	桃園市桃園區縣府路3號	03-3335107
新竹市警察局外事科	新竹市中山路1號	03-5242103 03-5224168 (2122・2123)
新竹縣政府警察局外事科	新竹縣竹北市光明六路12號	03-5557953

苗栗縣警察局外事科	苗栗縣苗栗市建功里府前路 2 號	037-356950
台中市政府警察局外事科	台中市潭子區豐興路一段 500 號	04-23100128
彰化縣警察局外事科	彰化縣彰化市中正路二段 778 號	04-7615463
宜蘭縣政府警察局外事科	宜蘭縣宜蘭市中山路二段 167 號	03-9353921
花蓮縣警察局外事科	花蓮市府前路 21 號	03-8224023
南投縣政府警察局外事科	南投縣南投市南崗二路 133 號	049-2234302
金門縣警察局行政科	金門縣金城鎮金山路 15 號	0823-25653
連江縣警察局行政科	連江縣南竿鄉介壽村 260 號	0836-25859 (2040)
高雄港務警察總隊國際科	高雄市鼓山區蓬萊路 24 號	07-5515183
高雄市政府警察局外事科 外事服務站	高雄市前金區中正四路 260 號	07-215-4342
台南市政府警察局外事科	台南市新營區中正路 3 號	06-6354531
雲林縣警察局外事科	雲林縣斗六市大學路三段 100 號	05-5329033
嘉義市政府警察局外事科	嘉義市中山路 195 號	05-222-0772
嘉義縣警察局外事科	嘉義縣太保市祥和一路東段 3 號	05-3620220、05-3622880
屏東縣政府警察局外事科	屏東市中正路 119 號	08-7336283
台東縣警察局外事科	台東縣台東市中山路 268 號	089-334756
澎湖縣政府警察局外事科	澎湖縣馬公市治平路 36 號	06-9278466

4. 移民署の各市・縣ステーションの連絡先

組織	住所	電話番号
台北市服務站	台北市中正區廣州街 15 號 1 樓・地下 1 樓	02-2388-9393 (3122・3123)
新北市服務站	新北市中和區民安街 135 號 1 樓	02-8228-2090
基隆市服務站	基隆市義一路 18 號 11 樓	02-2427-6374
桃園市服務站	桃園市桃園區縣府路 106 號 1 樓	03-331-0409
新竹市服務站	新竹市北區中華路三段 12 號 1 樓	03-524-3517
新竹縣服務站	新竹縣竹北市三民路 133 號 1 樓	03-551-9905
苗栗縣服務站	苗栗縣苗栗市中正路 1291 巷 8 號	037-322-350
台中市第一服務站	台中市南屯區文心南三路 22 號 1 樓	04-2472-5103
台中市第二服務站	台中市豐原區中山路 280 號	04-2526-9777
彰化縣服務站	彰化市中山路三段 2 號 1 樓	04-727-0001
宜蘭縣服務站	宜蘭縣羅東鎮純精路三段 160 巷 16 號 4 樓	03-957-5448
花蓮縣服務站	花蓮縣花蓮市中山路 371 號 5 樓	03-8329-700
南投縣服務站	南投縣南投市文昌街 87 號 1 樓	049-220-0065
金門縣服務站	金門縣金城鎮西海路一段 5 號 2 樓	082-323-695
連江縣服務站	連江縣南竿鄉福沃村 135-6 號 2 樓	0836-23736
高雄市第一服務站	高雄市苓雅區政南街 6 號 5・6 樓	07-7151660
高雄市第二服務站	高雄市岡山區岡山路 115 號	07-621-2143
台南市第一服務站	台南市中西區府前路一段 262 號	06-293-7641

台南市第二服務站	台南市善化區中山路 353 號 1 樓	06-581-7404
雲林縣服務站	雲林縣斗六市府前街 38 號 1 樓	05-534-5971
嘉義市服務站	嘉義市東區吳鳳北路 184 號 2 樓	05-216-6100
嘉義縣服務站	嘉義縣朴子市祥和二路西段 6 號 1 樓	05-362-3763
屏東縣服務站	屏東市中山路 60 號 1 樓	08-766-1885
台東縣服務站	台東縣台東市長沙街 59 號	089-361-631
澎湖縣服務站	澎湖縣馬公市新生路 177 號 1 樓	06-926-4545

5. 中央氣象局及び各市・縣政府消防局の連絡先

組織	電話番号
交通部中央氣象局	02-2349-1234（氣象に関する問合せ専用） 02-2349-1168（地震に関する問合せ専用）
内政部消防署	02-8195-9119
台北市政府消防局	02-27297668
新北市消防局	02-89519119
基隆市政府消防局	02-24302691、02-24302692、02-24302693
桃園市政府消防局	03-3379119
新竹市政府消防局	03-5229508
新竹縣政府消防局	03-5513520、03-5513522
苗栗縣政府消防局	037-558119、037-271880
台中市政府消防局	04-23811119
彰化縣政府消防局	04-7512119
宜蘭縣政府消防局	03-9365027
花蓮縣政府消防局	03-8462119
南投縣政府消防局	049-2226119
金門縣政府消防局	0823-24021、0978-538243
連江縣政府消防局	0836-23812
高雄市政府消防局	07-8128111
台南市政府消防局	06-2975119
雲林縣政府消防局	05-5325707
嘉義市政府消防局	05-2716660
嘉義縣政府消防局	05-3620233
屏東縣政府消防局	08-7662911
台東縣政府消防局	089-322112
澎湖縣政府消防局	06-9263346、06-9279119

6. ライフラインの連絡先

組織	電話番号
台湾電力股份有限公司	1911（24時間対応のホットライン） 0800-019110（中央氣象局が陸上台風警報を発令した際、停電復旧状況の音声ガイダンスを行う）
台北自來水事業處 （台北市全域及び新北市の一部地域）	02-8733-5678（24時間対応のホットライン） 1999（台北市民ホットライン）
台灣自來水公司 （台北自來水事業處の管轄及び島部を除く）	1910（24時間対応の無料ホットライン） 02-89780837（台北自來水事業處の管轄の居住者用）
中華電信	123（固定電話からの受付） 0800-080123（携帯電話・スマートフォンからの受付）

7. その他

組織	電話番号
台北市家庭暴力及性的侵害防治中心	02-2361-5295 内線226（DVや性暴力に関する相談先）
警察廣播電台（警察ラジオ）	02-2388-0066（タクシーで忘れ物をした際の相談先）
詐欺に関するホットライン（内政部警政署）	165（詐欺の可能性のある事案に関する相談先）

8. 医療関係

① 日本語の通じる主なクリニック

【台北事務所管内】

地域	病院名	電話番号	住所・日本語 HP 等	診察時間	※1	※2
台北	むさしの クリニック	02-2876-6955	台北市士林區天母東路 8 巷 19 弄 5 號	月～木 9:00～12:00 16:00～20:00 金・土 9:00～12:00 18:00～20:00 日 9:00～11:00	○	
	天母英明診所	02-2874-5958	台北市士林區天母東路 69 巷 7 號1樓	月～金 8:00～12:00 16:00～19:30 土 8:00～12:00	○	○
	天母許内科 家醫科診所	02-2872-9367	台北市士林區天母北路 49 號1樓	月～金 9:00～12:00 17:00～22:00 土 9:00～12:00 18:00～22:00	○	
	祥欽診所	02-2781-7274	台北市大安區忠孝東路三段 217 巷 5 弄 5 號	月～金 9:00～12:00 16:00～18:00 18:30～20:30	○	

	黄文香 兒科診所	02-2731-3305	台北市大安區忠孝東路四段 250 號 2 樓 之 1 Facebook で日本語の情報発信あり	月・火・木・金 8:30～11:40 18:00～20:45 土 9:00～11:45 14:00～16:45 日 9:00～11:45	○	○
	陳詩明醫師 診所	02-2731-6530	台北市大安區忠孝東路四段 126-3 號 3 樓 Facebook で日本語の情報発信あり	月～金 9:00～12:00 14:00～19:00 土 9:00～12:00	○	○
	輝雄診所	02-2560-2586 02-2541-6262 (日本語)	台北市中山區吉林路 302 號 https://care-u.com.tw/jp/index	月～土 9:00～12:00 13:30～16:50 (第2・4土曜は休診)	○	○
	台北日本クリ ニック(台北日 本診所)	0967-350-119	台北市中山區南京東路一段 60 號 https://japandrs.com/	月～日 (年中無休) 8:00～22:00	○	○
	劉雲祥診所	02-2503-6802	台北市中山區龍江路 246 號 1 樓	月・火・木・金 9:00～12:00 14:00～17:00 水 9:00～12:00	○	
	宗北内科診所	02-2541-1001	台北市中山區民生西路 24 號 2 樓	月・水・金 9:00～12:00 14:00～17:00 火・木 9:00～12:00 18:00～21:00 土 9:00～12:00	○	
	劉内兒科診所	02-2760-3922	台北市松山區民生東路五段 148 號 1 樓	月～土 8:30～12:00 15:00～18:00 18:30～21:30	○	
台中	高診所	04-2234-1032	台中市北屯區北屯路 281 號之 2	月～金 17:00～21:00 土・日 9:00～12:00	○	○

※ 1 日本語が通じる医師が在籍 ※ 2 日本語が通じるスタッフが在籍

【高雄事務所管内】

地域	病院名	電話番号	住 所	診察時間	※	備考
高雄	蔡忠雄外科診所 (内科も診察可)	07-226-5701	高雄市新興區五福二路 10 號	月～金 8:30～12:00 16:00～18:00 19:00～21:00 土 8:30～11:30 《土午後休・日休》	○	外 科 内 科

	増田内児科診所	07-236-3128	高雄市新興區八德一路 155 號	月-金 8:30-12:00 16:00-20:00 土 8:30-12:00 《土午後休・日休》	○	内 科 小児科
	永 明 診 所	07-551-3436	高雄市鹽埕區五福四路 161 號	月-土 9:30-11:30 15:40-17:30 日 19:20-21:30 9:30-11:30 15:40-17:30	○	内 科 小児科
	建和耳鼻喉科診所 (陳 医 師)	07-223-1828	高雄市三民區建國一路 413-2 號	月-土 8:00-12:00 16:00-18:00 19:00-21:30 《日休》	○	耳鼻咽 喉 科 内 科 小児科
	高 杏 診 所 (王文明醫師)	07-727-7801	高雄市苓雅區大順三路 46 號	月-金 8:00-12:00 18:30-21:30 土 8:00-12:00 《土午後休・日休》	○	内 科 消化器 内 科
	段志憲婦産科 (段志憲醫師)	07-261-9888	高雄市前金區七賢二路 347 號	月-土 10:00-12:00 16:00-18:00 20:00-22:00 日 10:00-12:00 《日午後休》	○	産婦人 科
	維格皮膚科診所 (蕭長雄醫師)	07-229-1237	高雄市新興區五福一路 120 號	火 14:00-17:00 《土・日休》	○	皮膚科
	孫正信牙科診所 (孫正信醫師)	07-272-6666	高雄市前金區自強二路 184 號	月-土 9:00-12:00 15:00-18:30 19:30-21:30 《日休》	○	齒 科
	馨高美牙科診所 (葛家銘醫師)	07-554-3456	高雄市鼓山區龍勝路 148 號	火 14:30-17:00 18:30-21:00 水 9:00-11:30 14:30-17:00 木 9:00-11:30 14:30-17:00 18:30-21:00 金 14:30-17:00 土 9:00-11:30 《日休》	○	齒 科
	139 牙 科 診 所 (陳彥呈醫師)	07-719-1306	高雄市鳳山區光復路一段 139 號 2 樓	月-金 9:00-12:00 14:30-17:30 18:30-21:00 土 9:00-12:00 《日休》	○	齒 科
	劉精神科診所 (劉民昌醫師)	07-222-9450	高雄市三民區建國一路 504 號	月-金 9:00-12:00 14:30-18:00 19:00-21:00 土 9:00-12:00 《水夜間休・ 土午後休・日休》	○	精神科
	孫強峰中医診所 (孫強峰醫師)	07-343-2777 0983185285 電話により予 約要	高雄市三民區明賢街 106 號	月・水・金 15:00-21:00 火・木 8:30-12:00 18:00-21:00 土 8:30-12:00 《土午後休・日休》	△	漢方医 内 科 婦人科 鍼 灸
	芯四季診所 (周芝安醫師)	07-398-0000	高雄市三民區聯興路 135 號	水 9:00-12:00 金・土 14:00-17:30 月・木 18:30-21:30 《日休》	○	小児科 母乳育児 相 談
	劉志明耳鼻喉科 小 兒 科 診 所 (劉志明醫師)	07-336-3311	高雄市前鎮區一心一路 482 號	月・火・木・金 14:30-16:30 月・水・金 19:00-21:30 《土夜間休・ 日午後夜間休》	○	耳鼻咽 喉 科

※○：日本語の通じる医師・スタッフが在籍

△：日本語の通じるスタッフが在籍

② 日本人が利用する主な総合病院

【台北事務所管内】

地域	病院名	電話番号	住所	備考
台北	國立臺灣大學醫學院附設醫院	02-2312-3456	台北市中正區中山南路 7 號	○日本語が通じる医師・スタッフが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、歯科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、家庭医学科、神経科、産婦人科、眼科、精神科等 ○国際医療センターの日本語HP https://www.ntuh.gov.tw/IMSC-jp/Index.action 電話: 02-2356-2900
	臺安醫院	02-2771-8151	台北市松山區八德路二段 424 號	○日本語が通じる医師・スタッフが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、産婦人科、歯科、心臓血管センター、美容医学センター等 ○国際特診センターの日本語HP https://www.tahsda.org.tw/jp/IPCC.php 電話: 左記番号で内線 2670~2672 又は 02-2776-2654
	臺北醫學大學附設醫院	02-2737-2181	台北市信義區吳興街 252 號	○日本語が通じる医師・スタッフが在籍 (主な診療科目) 小児科、循環器内科、消化器内科、リハビリテーション、神経内科、胸腔外科、歯顎矯正科、小児歯科、歯髓病科等 ○国際医療センターのHP https://english.tmu.org.tw/Home/Inernational_Patients 電話: 左記番号で内線 8420・8421
	馬偕紀念醫院	02-2543-3535	台北市中山區中山北路二段 92 號	○日本語が通じる医師が在籍 (主な診療科目) 内科、心臓内科、外科、整形外科、小児外科、産婦人科、耳鼻科、眼科、泌尿科、皮膚科、神経科等 ○国際医療センターの Facebook ページあり
	臺北榮民總醫院	02-2871-2121	台北市北投區石牌路二段 201 號	○日本語が通じる医師・ボランティアが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、小児外科、婦人科、眼科、皮膚科、耳鼻科、精神科等

				○国際医療センターの HP https://vghtpeimsc.tw/zh-tw/home 電話:02-2875-7808
	新光呉火獅紀念醫院	02-2833-2211	台北市士林區文昌路 95 號	○日本語が通じる医師・ボランティアが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、小児外科、泌尿科、整形外科、眼科、産婦人科、皮膚科、歯科、耳鼻科等 ○国際医療サービスセンターの日本語HP http://web.skh.org.tw/IHC/about_jp.aspx 日本人外来予約用電話:0984-160-320
	國泰綜合醫院	02-2708-2121	台北市大安區仁愛路四段 280 號	○日本語が通じる医師が在籍 (主な診療科目) 内科、外科、小児科、耳鼻科、産婦人科、眼科、整形外科、精神科、泌尿科、放射線科等 ○国際医療サービスの日本語HP https://jp.cgh.org.tw/ 電話 02-2325-7500(内線 1250~1253)
台中	仁愛醫院大里院區	04-2481-9900	台中市大里區東榮路 483 號	○日本語が通じる医師・スタッフが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、産婦人科、皮膚科、眼科、歯科、耳鼻科、泌尿科、整形外科等 ○国際医療サービスセンターの日本語 HP http://site.jah.org.tw/japanese/japanese.asp 電話:04-2481-9900(内線 12408) 日本語ホットライン:0928-928-403
	中山醫學大學附設醫院	04-2473-9595	台中市南區建國北路一段 110 號	○日本語が通じる医師・スタッフが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、小児外科、皮膚科、眼科、耳鼻科、歯科、整形外科、口腔科、麻酔科等
花蓮	衛生福利部花蓮醫院	03-835-8141	花蓮市中正路 600 號	○日本語が通じる医師が在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、家庭医学科、産婦人科、泌尿外科、眼科、皮膚科、歯科、血液透析センター等
	基督教門諾會醫院	03-824-1234	花蓮市民權路 44 號	○日本語が通じる医師・ボランティアが在籍 (主な診療科目) 内科、小児科、外科、眼科、皮膚科、整形外科、耳鼻科、神経血管外科、産婦人科、家庭医学科、歯科、病理科等

【高雄事務所管内】

地域	病院名	電話番号	住 所	備 考
高雄	高雄醫學大學附設 中和紀念醫院	07-312-1101	高雄市三民區自由一路 100 號	・国際医療センター 内線 5536 imsc.kmuh@gmail.com ・日本語が通じる医師在籍 (家庭医療科・歯科・皮膚科・小児科) ・日本語が通じる ボランティア在籍
	高雄長庚紀念醫院	07-731-7123	高雄市鳥松區大埤路 123 號	・国際医療センター 内線 6150
	阮綜合醫院	07-335-1121	高雄市苓雅區成功一路 162 號	・日本語が通じる看護婦長 及びボランティア在籍 (電話により予約要)
	聖 功 醫 院	07-223-8153	高雄市苓雅區建國一路 352 號	・日本語が通じる医師在籍 (家庭医療科) ・日本語が通じる (秘書室・電話により予約要)
	高雄市立大同醫院	07-291-1101	高雄市前金區中華三路 68 號	・国際医療センター ・日本語が通じる医師及び 看護婦在籍。 (電話により予約要) (心臓血管内科)
	高雄市立聯合醫院	07-555-2565	高雄市鼓山區中華一路 976 號	
	高雄市立小港醫院	07-803-6783	高雄市小港區山明路 482 號	・国際医療センター 内線 3544 ・日本語が通じる者が在籍 (職業病科)
台南	高雄榮民總醫院	07-342-2121	高雄市左營區大中一路 386 號	・国際医療センター 内線 75914 (日本語が通じる ボランティア在籍。 但し常駐ではないので、 電話により予約要)
	衛生福利部台南醫院	06-220-0055	台南市中西區中山路 125 號	・日本語が通じる医師 (外科) ・日本語が通じるスタッフ 在籍。内線 2737 (月～金 8:00～17:30)
	奇 美 醫 院	06-281-2811	台南市永康區中華路 901 號	・国際事務室 内線 52940 llc@mail.chimei.org.tw ・日本語が通じる医師在籍 (内科) ・日本語が通じる ボランティア在籍
	成 大 醫 院	06-235-3535	台南市北區勝利路 138 號	
	郭 綜 合 醫 院	06-222-1111	台南市中西區民生路 2 段 22 號	・日本語が通じる ボランティア在籍
	台 南 市 立 醫 院	06-260-9926	台南市東區崇德路 670 號	

雲林	台大醫院雲林分院 斗六院區	05-532-3911	雲林縣斗六市雲林路二段 579 號	
	成大醫院斗六分院	05-533-2121	雲林縣斗六市莊敬路 345 號	
嘉義	台中榮民總醫院 嘉義分院	05-235-9630	嘉義市西區世賢路二段 600 號	
	天主教聖馬爾定 醫院	05-275-6000	嘉義市東區大雅路二段 565 號	・国際医療センター 内線 3319; もしくは 専用番号 05-278-0275
	嘉義基督教醫院	05-276-5041	嘉義市東區忠孝路 539 號	・国際医療センター (日本語が対応可) 内線 8646
屏東	屏東基督教醫院	08-736-8686	屏東市大連路 60 號	・日本語が通じる医師在籍 (家庭医療科) ・日本語が通じる 職員及びボランティア在籍 ・内線 2414-2417
	寶建醫院	08-766-5995	屏東市中山路 123 號	・日本語が通じる医師在籍 (放射線科) ・日本語が通じる ボランティア及び職員在籍
	安泰醫院	08-832-9966	屏東縣東港鎮中正路一段 210 號	
	輔英醫院	08-832-3146	屏東縣東港鎮中山路 5 號	・日本語が通じる医師在籍 (皮膚科)
	南門醫院	08-889-4568	屏東縣恆春鎮南門路 10 號	・日本籍医師が在籍(外科)
	恆春基督教醫院	08-889-2293	屏東縣恆春鎮山腳里恆西路 21 號	・日本語が通じる医師在籍 (眼科)
台東	台東馬偕紀念醫院	089-310-150	台東市長沙街 303 巷 1 號	
	台東基督教醫院	089-960-888	台東市開封街 350 號	・日本籍医師が在籍 (泌尿器科)
澎湖	衛生福利部澎湖醫院	06-926-1151	澎湖縣馬公市中正路 10 號	

注 1：上記は、日本人が利用する主な医療機関の情報を記載したものであり、当協会が推薦するものではありません。

注 2：各医療機関の医師・スタッフの日本語レベルは当協会において把握しておりませんので、御了承ください。

注 3：日本語が通じる医師・ボランティアは曜日・時間等により対応できない場合や予約が必要な場合がありますので、事前に各医療機関に御確認ください。

9. 航空会社

略称	英語	中国語	チケット予約	空港カウンター
桃園国際空港 第一ターミナル				
NX	Air Macau	澳門	02-2717-0377	03-398-3121
CX	Cathay Pacific	国泰	02-2715-2333	03-398-2501

	Airways			
5J	Cebu Pacific Air	宿霧太平洋	02-2563-3331	03-383-4131
CI	China Airlines	華航	02-2715-1212	03-398-8888
CO	Continental Airlines	美国大陸	02-2719-5947	第一 03-398-2404
				第二 03-398-2968
3K	Jetstar Airways	捷星	02-2559-8041	03-398-8888
KE	Korean Air	韓国	02-2518-2200	03-383-3248
MH	Malaysia Airlines	馬來西亞	02-2514-7888	03-398-2521
AE	Mandarin Airlines	華信	02-2717-1230	03-398-8888
PR	Philippine Airlines	菲律賓	02-2506-7255	03-398-2419
TG	Thai Airways	泰国	02-2515-0188	03-383-3858
VN	Vietnam Air	越南	02-2517-7177	03-398-3026
IT	Tiger Air	台灣虎航	02-7735-1088	
GK	Jetstar Japan	捷星日本航空		0800-285-2015
JX	Starlux Airways	星宇航空	02-2791-1199	03-260-1899 #2527
7G	Starflyer	星悅航空	02-2537-0088	03-351-7755
TR	Scoot	酷航		02-7741-7941
MM	Peach Aviation	樂桃航空		03-383-3608
桃園国際空港 第二ターミナル				
D7	AirAsia	全亜州		03-383-4283
CA	Air China	中国国際	02-2715-1212	03-398-2777
AI	Air India	印度	02-2531-1168	
NH	ANA	全日空	02-2521-5777	03-351-7666
CI	China Airlines	華航	02-2715-1212	03-398-8888
MU	China Eastern	中国東方	02-2715-1212	03-398-8888
CZ	China Southern	中国南方	02-2509-9555	03-398-3998
KA	Hong Kong	港龍	02-2712-4567	03-398-5888
	Dragon Airlines			
BR	EVA Air	長栄	02-2501-1999	03-351-6805
HU	Hainan Airlines	海南	02-2715-1212	03-398-8888
JL	Japan Airlines	日本航空	0800-065151	03-398-2282
KL	KLM Airlines	荷蘭	02-2711-4055	03-398-2769
NW	Northwest Airlines	西北	02-2772-2188	03-398-2471
OP		帛琉亜太	02-4066-6789	03-398-3170 #8101
9P		帛琉国家	02-4066-6789	03-398-3170 #8101
GP		帛琉太平洋	02-3393-5388	03-398-3170
QF	Qantas Airways	澳洲	02-2559-0508	
SC	Shandong Airlines	山東	02-2715-1212	03-398-8888

FM	Shanghai Airlines	上海	02-2501-1999	03-351-6805
ZH	Shenzhen Airlines	深圳	02-2715-1212	03-398-8888
SQ	Singapore Airlines	新加坡	02-2551-6655	03-398-3988
B7	UNI Air	立栄	02-2518-2626	03-351-6805
UA	United Air Lines	聯合	02-2325-8868	03-398-2781
松山空港（国内線）				
CI	China Airline	華航	02-2868-2299	02-2712-3141
BR	Eva Airways	長栄	02-2501-1999	02-2715-6969
AE	Mandarin Airline	華信	02-2717-1230	02-2514-2077
B7	UNI Air	立栄	02-2518-5166	02-2715-6969
高雄空港（国際線）				
CI	China Airlines	華航	02-4129000	07-8051300
AE	Mandarin Airlines	華信	02-4129000	02-4129000
BR	EVA Air	長栄	02-25011999	07-8061477
B7	UNI Air	立栄	02-25011999	07-8010189
MM	Peach Aviation	樂桃	070-1010-3828	070-1010-3828
TR	Scoot	酷航	008-0149-1454	008-0149-1454
VN	Vietnam Air	越南	07-8010503	07-8010503
NX	Air Macau	澳門	02-27170377	02-27170377
CX	Cathay Pacific	国泰	02-7752-4883	07-8021897
IT	Tiger Air	虎航	02-77531088	02-77531088
高雄空港（国内線）				
B7	UNI Air	立栄	02-25086999	07-8010189
AE	Mandarin Airlines	華信	02-4128008	07-8057901
DA	Dailyair	德安	07-8014711	07-8069397

10. 鉄道・バス

組織	電話番号
交通部台湾鐵路管理局	一般問合せ 02-21910096 代表電話 02-23815226 (サービスに関する問い合わせは営業科)
鉄道各営業区	臺北運務段 02-89691108 臺中運務段 04-7623320 高雄運務段 07-5810186 花蓮運務段 03-8563064 宜蘭運務段 03-9372973
鉄道各駅	台北駅 02-23713558、02-23111024 新竹駅 03-5237441

	台中駅 04-22216492、04-22227236、04-7623320 彰化駅 04-0663000、04-7278263 嘉義駅 05-2228904 台南駅 06-2261314 高雄駅 07-2352376 屏東駅 08-7655240 台東駅 08-9229687 花蓮駅 03-8355941 宜蘭駅 03-9323801 基隆駅 02-24263743
台湾高速鉄道	代表電話 02-8789-2000(国際業務は企画處) 一般問合せ 02-4066-3000
統聯汽車客運股份有限公司	長距離バスサービス 0800-241560 ※路線: 台北→桃園、高雄、台南、屏東、嘉義、台中等
国光客運	旅客サービス 0800-010138 台北轉運站 02-23617965 ※路線: 台北→桃園、宜蘭、苗栗、台中、南投、彰化、嘉義、台南、高雄、屏東等
阿羅哈(aloha)客運	旅客サービス 0800-043168 台北轉運站 02-25508488 ※路線: 台北→桃園、嘉義、高雄等
和欣客運	旅客サービス 0800-002377 台北轉運站 02-25595511 ※路線: 台北→桃園、新竹、台中、嘉義、台南、高雄等

1 1. 自然災害発生時の一時避難場所

自宅・職場近くの一時避難場所（防災公園や防災任務学校等）について、各地方政府の防災関連ページ等で事前に確認してください。

以下は、一例として、台北市政府の「防災资讯网（<https://eoc.gov.taipei/Default.aspx>）」で確認できる防災公園や防災任務学校の一覧です。

【台北市における防災公園】

	防災公園名	住所	電話番号
1	青年公園	台北市萬華區水源路 199 號	02-23032451
2	大安森林公園	台北市大安區新生南路以東、信義路 3 段以南	02-23032451
3	士林官邸公園	台北市士林區福林路 60 號	02-28812512
4	南港公園	台北市南港區東新街 170-1 號	02-27884255
5	大湖公園	台北市内湖區成功路 5 段 31 號旁	02-26586601
6	玉泉公園	台北市大同區西寧北路 28 號	02-25850192
7	榮星花園公園	台北市中山區民權東路 3 段 1 號	02-25850192
8	復興公園	台北市北投區中和街 200 號	02-28832130
9	民權公園	台北市松山區民權東路 4 段、新中街交叉口	02-25850192
10	二二八和平公園	台北市中正區凱達格蘭大道 3 號	02-23032451

11	松德公園	台北市信義區松德路 180 巷 興雅國中東側	02-27884255
12	景華公園	台北市文山區景興路與景華街交叉口	02-27884255

【台北市における防災任務学校】

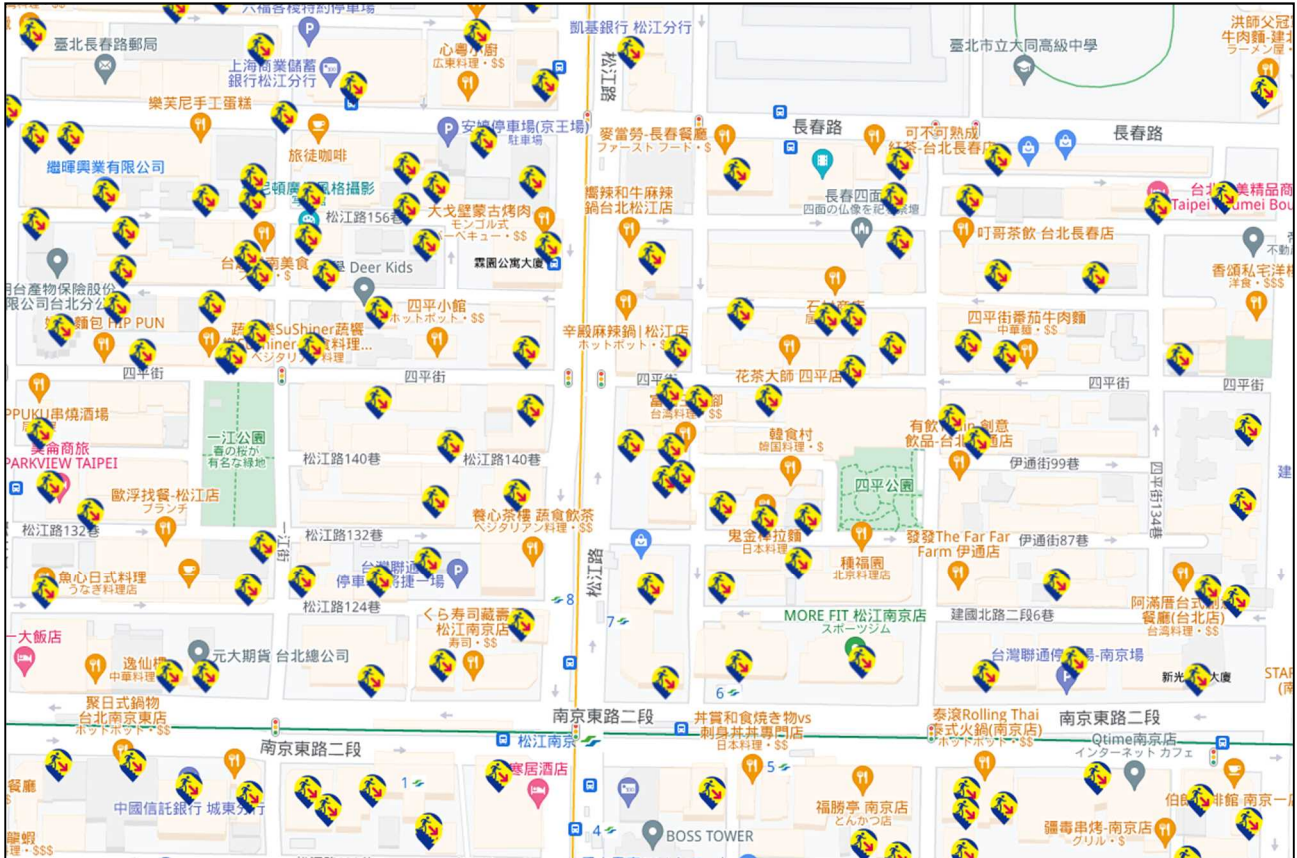
行政區	学校名	位置	防災任務			
			土石流時	水害時	地震時	物資保管
萬華區	龍山國中	南寧路 46 號		○	○	○
萬華區	雙園國小	莒光路 315 號		○	○	○
中正區	弘道國中	公園路 21 號			○	○
中正區	螢橋國中	汀洲路 3 段 4 號		○		
中正區	市大附小	公園路 29 號			○	○
中山區	中山國小	民權東路 1 段 69 號		○		
中山區	新興國中	林森北路 511 號		○	○	○
中山區	五常國中	復興北路 430 巷 1 號			○	○
大同區	忠孝國中	西寧北路 32 號			○	○
大同區	延平國小	昌吉街 97 號		○		
大同區	重慶國中	敦煌路 19 號		○		
大同區	建成國中	長安西路 37 之 1 號			○	○
文山區	萬興國小	秀明路 2 段 114 號		○		
文山區	景興國中	景興路 46 巷 2 號		○	○	○
文山區	景興國小	景華街 150 巷 21 號			○	○
大安區	民族國中	羅斯福路四段 113 巷 13 號		○		○
大安區	龍門國中	建國南路 2 段 269 號			○	○
大安區	大安國小	芳和里臥龍街 129 號		○		
大安區	幸安國小	仁愛路 3 段 22 號			○	○
松山區	敦化國中	南京東路 3 段 300 號		○		
松山區	民生國小	敦化北路 199 巷 18 號		○		
松山區	民生國中	新東街 30 巷 1 號			○	○
松山區	中崙高中	八德路 4 段 101 號				○
松山區	三民國小	民權東路 5 段 1 號			○	
信義區	興雅國中	松德路 168 巷 15 號			○	○
信義區	博愛國小	松仁路 95 巷 20 號			○	○
信義區	信義國中	松仁路 158 巷 1 號		○		○
信義區	信義國小	松勤街 60 號		○		
信義區	吳興國小	松仁路 226 號	○			○
南港區	舊莊國小	舊莊街 1 段 100 號	○			○
南港區	育成高中	重陽路 366 號		○		

南港區	南港國小	惠民街 67 號				○
南港區	成德國小	東新街 65 號			○	
南港區	成德國中	東新街 108 巷 23 號			○	○
南港區	南港高中	向陽路 21 號		○		
內湖區	康寧國小	星雲街 121 號			○	
內湖區	麗湖國小	金湖路 363 巷 8 號		○		
內湖區	東湖國小	東湖路 115 號				○
內湖區	麗山國小	港華街 100 號	○	○		○
內湖區	碧湖國小	金龍路 100 號	○	○		○
內湖區	大湖國小	大湖山莊街 170 號			○	
士林區	社子國小	延平北路 6 段 308 號		○		
士林區	福林國小	福志路 75 號		○	○	○
士林區	至善國中	至善路 2 段 360 號	○			○
士林區	溪山國小	至善路 3 段 199 號	○			
士林區	士林國小	大東路 165 號	○		○	○
士林區	陽明山國小	仰德大道 3 段 61 號	○			
士林區	福安國中	延平北路 7 段 250 號		○		○
北投區	逸仙國小	新民路 2 號	○		○	○
北投區	桃源國中	中央北路 4 段 48 號		○		
北投區	新民國中	新民路 10 號	○		○	○
北投區	北投國小	中央北路 1 段 73 號		○		

12. 防空避難場所

台湾では、地下施設を有する建物が防空避難場所として指定され、台湾当局は、内政部警政署のアプリ「警政服務」及び同署ホームページ「防空疏散避難專區」：<https://adr.npa.gov.tw/>（台湾各地域の防空避難場所）において台湾各地域の防空避難場所の情報提供を行っています。自宅・職場近くの防空避難場所について、事前に確認してください。

【防空避難場所の表示例：黄色のマークで示された場所が防空避難場所】



13. いざというときの中国語

（日本語）私は日本人です。_____ といいます。

（中国語）我是日本人（wǒ shì rì běn rén）。

我叫（wǒ jiào）_____。

（日本語）私は _____ に泊まっています。

（中国語）我住在（wǒ zhù zài）_____。

（日本語）私を _____ まで連れて行ってください。

（中国語）請帶我到（qǐng dài wǒ dào）_____。

（日本語）_____（電話番号）_____まで電話をかけてください。

（中国語）請幫我打電話給（qǐng bāng wǒ dǎ diàn huà gěi）_____（電話番号）_____。

（日本語）助けて！

(中国語) 救命！ (Jiù mìng!)

(日本語) 警察を呼んでください。

(中国語) 請幫我叫警察 (qǐng bāng wǒ jiào jǐng chá) / 請幫我報警 (qǐng bāng wǒ bào jǐng)。

(日本語) 救急車を呼んでください。

(中国語) 請幫我叫救護車 (qǐng bāng wǒ jiào jiù hù chē) 。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) 請帶我去医院 (qǐng dài wǒ qù yī yuàn)。